

1.7 国内のフードバンクの活動実態把握調査

フードバンクでは、販売期限切れ等の食品を再利用することで、日本における食品ロスに貢献をしている。本章では、平成 26 年 2 月時点で活動状況が把握されている国内フードバンク 40 団体における食品ロス発生抑制の効果について調査を実施した。また、各フードバンクに対し、調査表を電子配布し回収を行い、その活動概要についてもまとめた。

(1) 調査概要

- 調査対象：
 - 平成 26 年 2 月時点で活動の状況が把握されているフードバンク 40 団体
- 調査手法：各フードバンクに対して調査表を電子配布、回収
- 調査期間：2014 年 1 月～2014 年 2 月

今回調査対象としたフードバンクは下表の通りである。

表 1.7-1 フードバンク活動実施団体の一覧

フードバンク	所在地	フードバンク 活動開始年	法人格の有 無	2013 年実 績(t)
あいあいねっと	広島県広島市	2008 年	○	17.8
うつくしま NPO ネットワーク	福島県郡山市	2011 年	○	100
島根県パーソナル・サポート・センター	島根県松江市	2012 年	○	-
白浜レスキューネットワーク	和歌山県西牟婁郡	2010 年	○	
セカンドハーベスト・ジャパン	東京都台東区	2000 年	○	2,057
セカンドハーベスト名古屋	愛知県名古屋市	2007 年	○	523.1
ハンズハーベスト北海道	北海道札幌市	2008 年		120
フードバンクいしかわ	石川県野々市	2008 年	○	16
フードバンク茨城	茨城県牛久市	2011 年	○	28.9
フードバンク宇都宮	栃木県宇都宮市	2011 年	○	11
フードバンクえひめ	愛媛県松山市	2013 年	○	10
ふーどばんく大阪	大阪府堺市	2013 年	○	39.5
フードバンク岡山	岡山県岡山市	2012 年	○	22
フードバンクかごしま	鹿児島県鹿児島市	2011 年	○	150
フードバンクかすがい	愛知県春日井市	2013 年		3.04
フードバンクかわさき	神奈川県川崎市	2013 年	○	-
フードバンク関西	兵庫県芦屋市	2003 年	○	175
フードバンク北関東	群馬県館林市	2010 年	○	1,350
フードバンク北九州ライフアゲイン	福岡県北九州市	2013 年		10
フードバンク高知（高知あいあいネット）	高知県高知市	2008 年		45
フードバンク埼玉	埼玉県さいたま市	2011 年	○	20
フードバンク滋賀（COMPASS）	滋賀県草津市	2009 年		-
フードバンクセカンドハーベスト沖縄	沖縄県那覇市	2007 年	○	33

フードバンクだいち	青森県青森市	2008 年	○	3.5
フードバンクちば	千葉県千葉市	2012 年		19.1
フードバンク道央	北海道千歳市	2008 年		0
ふうどばんく東北 AGAIN	宮城県仙台市	2009 年	○	60
フードバンクとくしま	徳島県徳島市	2013 年		1.9
フードバンクとちぎ	栃木県小山市	2012 年	○	21.6
フードバンク鳥取一般社団法人みもぎの会	鳥取県境港市	2009 年	○	
フードバンクとやま	富山県射水市	2009 年		5.6
フードバンクにいがた	新潟県新潟市	2013 年		3
フードバンク日田	大分県日田市			
フードバンク宮崎	宮崎県宮崎市	2010 年		6
フードバンク山形	山形県米沢市	2011 年	○	15
フードバンク山梨	山梨県南アルプス市	2008 年	○	90.2
みやぎ生活協同組合「コープフードバンク」	宮城県黒川郡	2012 年	○	65
もったいないわ・千歳	北海道千歳市	2008 年		14
POPOLO	静岡県静岡市	2012 年	○	8
SAVE IWATE	岩手県盛岡市	2011 年	○	10

(2) 調査結果

1) フードバンク取扱量

各フードバンクの食品取扱量については以下の通りである。2011 年では、7,398.9 トンの食品の取扱があったが、そのうち被災地向けの支援物資は、1,597.3 トンであり、正規品寄付量は、2,285.3 トンである。また、他のフードバンクからの寄付量は 2,652.8 トンであることから、5,113.6 トンがフードバンクにおいて取り扱われた販売期限切れ等の食品量（食品ロス削減量）である。また、同様に、2012 年と 2013 年の食品ロス削減量を算出した結果、それぞれ 6,443 トンと 4,524.8 トンである。

表 1.7-2 国内フードバンクにおける食品取扱量（単位：トン）

フードバンク名称	2011年 取扱総 量(トン)	うち被災 地向け 支援物資	うち正規 品寄付 量	食品ロス 削減分	他のフー ドバンク からの寄 付量	2012年 取扱総 量(トン)	うち被災 地向け 支援物資	うち正規 品寄付 量	食品ロス 削減分	他のフー ドバンク からの寄 付量	2013年 取扱総 量(トン)	うち被災 地向け 支援物資	うち正規 品寄付 量	食品ロス 削減分	他のフー ドバンク からの寄 付量
あいあいねっと	14	0	0	14	0	17.4	0	0	17.4	0	17.8	0	0	17.8	0
うつくしまNPOネット ワーク	3,500	1,500	2,000	1500	2,500	400	100	300	100	300	100	20	80	20	80
島根県パーソナル・ サポート・センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白浜レスキューネット ワーク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
セカンドハーベスト・ ジャパン	1,689	0	0	1689	15	3,152	1,006	0	3152	1	2,057	583	72	1985	2
セカンドハーベスト名 古屋	208.3	23.3	23.3	185	76.1	622.6	26	26	596.6	336.1	523.1	3.9	3.9	519.2	235.7
ハンズハーベスト北 海道	80	0	79	1	5	95	0	94	1	20	120	0	118	2	40
フードバンクいしかわ	11	3	0	11	5	13	3	0	13	6	16	3	0	16	10
フードバンク茨城	0	0	0	0	0	8.9	0	0	8.9	0	28.9	0	0	28.9	0
フードバンク宇都宮	6	0	0	6	0	9	0	0	9	0	11	0	0	11	0
フードバンクえひめ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0.5	9.5	0
ふーどばんく大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39.5	10	29.5	10	8
フードバンク岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0	0	22	0
フードバンクかごしま	3	0	0	3	0	60	0	0	60	0	150	0	0	150	0
フードバンクかすがい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.04	0	0.01	3.03	3
フードバンクかわさき	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フードバンク関西	184.3	40	180	4.3	0	208.8	30	204	4.8	10	175	0	171	4	25
フードバンク北関東	1,450	0	0	1450	0	2,130	0	0	2130	1,110	1,350	0	0	1350	590
フードバンク北九州ラ イフアゲン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	10	0
フードバンク高知(高 知あいあいネット)	60	0	0	60	0	80	20	0	80	0	45	10	0	45	0
フードバンク埼玉	15	3	1	14	0	18	3	2	16	0	20	3	1	19	0
フードバンク滋賀 (COMPASS)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フードバンクセカンド ハーベスト沖縄	19	0	0	19	0	22	0	0	22	0	33	0	0	33	0
フードバンクだいち	4	2	2	2	5	3	0	3	0	0	3.5	0	3.5	0	0
フードバンクちば	0	0	0	0	0	8.6	0	0	8.6	2.5	19.1	0	0	19.1	6.5
フードバンク道央	0	0	0	0	0.572	0	0	0	0	14.5	0	0	0	0	27.5
ふーどばんく東北 AGAIN	32	0	0	32	0	60	0	0	60	0	60	0	0	60	1
フードバンクとくしま	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.9	0	1.9	0	3.7
フードバンクとちぎ	0	0	0	0	0	10.8	0	0	10.8	8.6	21.6	0	0	21.6	13.5
フードバンク鳥取一 般社団法人みもざの 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フードバンクとやま	0	0	0	0	0	4	0	0	4	0	5.6	1	0	5.6	2.8
フードバンクにいがた	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1.2	1.8	0
フードバンク日田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フードバンク宮崎	3	0	0	3	0	3	0	3	0	0	6	0	6	0	0
フードバンク山形	0	0	0	0	0	10	0	0	10	0	15	0	0	15	0
フードバンク山梨	104.3	25	0	104.3	46	101	0	0	101	54.7	90.2	0	0	90.2	59.8
みやぎ生活協同組合 「ユープードバンク」	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	25	40	25	0
もったいないわ・千歳 POPOLO	15	0	0	15	0	20	0	0	20	0	14	0	0	14	1
SAVE IWATE	0	0	0	0	0	5	0	0	5	3	8	0	0	8	5
合計	7,398.9	1,597.3	2,285.3	5,113.6	2,652.8	7,075.3	1,200.9	632.3	6,443.0	1,866.5	5,054.2	668.0	529.4	4,524.8	1,115.5

※他のフードバンクからの寄付量とは、他のフードバンクから食品の提供がされた分である。
 ※食品ロス削減分とは、取扱総量から正規品寄付量を除いたものである。

2) 各フードバンクの活動概要

各フードバンクの活動概要を以下に示す。

<あいあいねっと>

正式名称	特定非営利活動法人あいあいねっと
所在地	〒731-0221 広島県広島市安佐北区可部 3-9-22
ホームページ URL	http://www.aiainet.org/
連絡先（電話、FAX、 メールアドレ ス）	電話／FAX : 082-819-3023 メールアドレス : aiainet@hi.enjoy.ne.jp

基本理念	地域資源の縁を結ぶしくみを構築し、限りある資源を有効活用し地球環境を守り、誰もが尊厳をもって「その人らしい」生活を営むことのできる地域の実現を目指す			
設立年（団体の設立年）	2007 年 11 月 9 日			
フードバンク活動の開始年	2008 年 5 月 9 日			
法人格の取得の有無	有			
取扱品	飾り切りに使われた野菜の残りや、印字ミスがあった海苔、規定重量過不足の麺類、賞味期限が迫り返品となった商品等			
寄付の条件	賞味期限が一ヶ月以上あるもの			
寄付先	障害者施設、児童養護施設、若者自立支援団体、若者就労支援団体、高齢者施設、母子支援施設、父子家庭ネットワーク団体、地域づくり団体、ホームレス支援団体、反貧困ネットワーク、留学生受け入れ施設、社会福祉協議会			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	14 トン	17.4 トン	17.8 トン
	うち被災地向け支援物資	0 トン	0 トン	0 トン
	うち正規品寄付量	0 トン	0 トン	0 トン
	他のフードバンクからの提供品量	0 トン	0 トン	0 トン

<うつくしま NPO ネットワーク>

正式名称	うつくしま NPO ネットワーク
所在地	〒963-8835 福島県郡山市小原田 2-19-19
ホームページ URL	http://www.utsukushima-npo.jp/gaiyou/
連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	電話：024-953-6092 FAX：024-953-6093 メールアドレス：uketsuke@utsukushima-npo.jp
基本理念	—
設立年（団体の設立年）	創設 2003 年 4 月 （NPO 法人化 2007 年 10 月 4 日）
フードバンク活動の開始年	2011 年 3 月
法人格の取得の有無	有
取扱品	水、食料品（ただし、野菜・魚など除く。）、缶詰、レト

	ルト製品など			
寄付の条件	○冷蔵・冷凍は扱わない（扱えない） ○賞味期限は、原則、1 か月よりも長いこと ○個人からの提供は、現在まだ、受付していない			
寄付先	○東日本大震災に関わる支援活動をしている団体 ○仮設住宅など ○一部の社会福祉議会など			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	3,500 トン	400 トン	100 トン
	うち被災地向け支援物資	1,500 トン	100 トン	20 トン
	うち正規品寄付量	2,000 トン	300 トン	80 トン
	他のフードバンクからの提供品量	2,500 トン	300 トン	80 トン

<島根県パーソナル・サポート・センター（社会福祉法人島根県社会福祉協議会）>

正式名称	島根県パーソナル・サポート・センター（社会福祉法人島根県社会福祉協議会）			
所在地	〒 690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 1 階			
ホームページ URL	http://www.fukushi-shimane.or.jp/ http://www.shimane-ps.jp			
連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	電話：0852-32-5953 FAX：0852-32-5954 メールアドレス：abe-h@fukushi-shimane.or.jp			
基本理念	食のセーフティネットとして「いのち」を支える重要な活動であることから、今日・明日の食べものに事欠く急迫した方への緊急一時的な食料支援を行なうとともに、食品ロス削減に向けた方法の一つとして、住民参加型の地域に根付いた普及活動を展開する。			
設立年（団体の設立年）	1952 年			
フードバンク活動の開始年	2012 年 6 月			
法人格の取得の有無	有			
取扱品	常温保存可能食品			
寄付の条件	常温保存可能で賞味期限が 1 か月以上残っているもの。 （冷蔵・冷凍は扱わない）			
寄付先	児童養護施設、更生保護施設、母子生活支援施設、 NPO 法人、県内市町村社会福祉協議会、			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年

	取扱総量	計算していない
	うち被災地向け支援物資	
	うち正規品寄付量	
	他のフードバンクからの提供品量	

<白浜レスキューネットワーク>

正式名称	白浜レスキューネットワーク			
所在地	〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町 3137-8			
ホームページ URL	http://www.aikis.or.jp/~fujiyabu/nrsv1.htm			
連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	電話&FAX：0739-43-8981 E-mail：amane.furuhata@gmail.com			
基本理念	この法人は、三段壁および西牟婁周辺地域における、お年寄りから子どもまで幅広い年齢層の支援を求めている人々に対して、人命救助・生活自立支援・ボランティア参加に関する事業を行ない、また、支援者のネットワーク化を目指し隣人と関わり、受け入れ合い、愛し合う大切さを人々に分かち合って人類共同体として社会に寄与することを目的とする。			
設立年（団体の設立年）	2006 年			
フードバンク活動の開始年	2010 年			
法人格の取得の有無	有			
取扱品	食品、医療品、生活用品等			
寄付の条件	特になし			
寄付先	共同作業所、生活困窮者宅、孤児院、母子寮、児童養護施設 他			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	計算していない		
	うち被災地向け支援物資			
	うち正規品寄付量			
	他のフードバンクからの提供品量			

<セカンドハーベスト・ジャパン>

正式名称	セカンドハーベスト・ジャパン			
所在地	東京都台東区浅草橋 4-5-1 水田ビル 1F			
ホームページ URL	2hj.org			
連絡先（電話、FAX、 メールアドレス）	TEL 03-5822-5371 FAX03-5822-5372 info@2hj.org			
基本理念	Food for All People			
設立年（団体の設立年）	2000 年			
フードバンク活動の開始年	2000 年			
法人格の取得の有無 ¹	有			
取扱品	常温・冷蔵・冷凍を含む食品全般、一部の日用消耗品（トイレットペーパー、洗剤等）			
寄付の条件	未開封で賞味期限が明記されていること 寄贈時のニーズに照らして賞味期限内に配布・消費することが出来る量であること 寄贈者が企業の場合、寄贈品の品質・保管状態について適正であることを保証する契約を結ぶこと			
寄付先	児童養護施設・母子生活支援施設・自立援助ホーム・障害者施設・生活困窮者支援団体・難民支援団体・シェルター・グループホーム・更生支援施設・地方公共団体（福祉事務所等）・災害支援団体・学校外学習生活支援・老人施設・当団体内の個人支援・炊き出し			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	1,689 トン	3,152 トン	2,057 トン
	うち被災地向け支援物資	不明	1006 トン	583 トン
	うち正規品寄付量	不明	不明	72 トン
	他のフードバンクからの提供品量	15 トン	1 トン	2 トン

<セカンドハーベスト名古屋>

正式名称	セカンドハーベスト名古屋			
所在地	〒461-0018 愛知県名古屋市東区主税町 3 丁目 33 マリア館 1F			
ホームページ URL	ホームページ : http://www.2h-nagoya.org/			
連絡先（電話、FAX, メールアドレス）	電話 : 052-932-2828 FAX : 052-982-6183 メールアドレス : info@2h-nagoya.org			
基本理念	Mottainai が人の命をつなぎ、私たちの地球を守る			
設立年（団体の設立年）	2007 年 9 月設立 2009 年 1 月 19 日 NPO 法人登記			
フードバンク活動の開始年	同上			
法人格の取得の有無	有			
取扱品	ドライ加工食品、要冷蔵食品、冷凍食品、青果物			
寄付の条件	賞味期限が最低一ヶ月以上あるもの			
寄付先	外国人生活困窮者支援団体、日本人生活困窮者支援団体、社会福祉施設（障がい者自立支援通所施設、児童養護施設、母子寮）			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	208.3 トン	622.6 トン	523.1 トン
	うち被災地向け支援物資	23.3 トン	26.0 トン	3.9 トン
	うち正規品寄付量	23.3 トン	26.0 トン	3.9 トン
	他のフードバンクからの提供品量	76.1 トン	336.1 トン	235.7 トン

<ハンズハーベスト北海道>

正式名称	ハンズハーベスト北海道
所在地	〒064-0924 北海道札幌市中央区南 24 条西 15 丁目 1-2
ホームページ URL	—
連絡先（電話、FAX, メールアドレス）	電話/FAX : 011-533-3375
基本理念	信頼を運ぶことをメインとしたボランティアスタッフによりフードバンク活動は支えられ、マイカーを利用して食品の引き取りやお届けをする。提供される食品を取り扱う際は、品質確認と感謝の気持ちを込めて手積み・手降ろしを原則とする。

設立年（団体の設立年）	2008 年 12 月			
フードバンク活動の開始年	2008 年 12 月			
法人格の取得の有無	無			
取扱品	食品一般			
寄付の条件	期限以内で品質・安全性に問題のないもの			
寄付先	児童養護施設、母子支援施設、障がい者支援施設、快復者支援施設、生活困窮者支援施設			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	80 トン	95 トン	120 トン
	うち被災地向け支援物資	0 トン	0 トン	0 トン
	うち正規品寄付量	79 トン	94 トン	118 トン
	他のフードバンクからの提供品量	5 トン	20 トン	40 トン

<フードバンクいしかわ>

正式名称	特定非営利活動法人 フードバンクいしかわ
所在地	〒921-8823 石川県野々市市粟田 3-283
ホームページ URL	http://foodbank.ishikawa.jp
連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	TEL：080-3723-8316 メールアドレス：foodbankishikawa@cameo.plala.or.jp
基本理念	この法人は、社会福祉法人や養護施設の入居者、生活困窮者、大地震や大雨による水害等自然災害の被災者に対して、食材・食品・食事の提供及び生活支援に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
設立年（団体の設立年）	2009 年 8 月 7 日
フードバンク活動の開始年	2008 年 8 月
法人格の取得の有無	有
取扱品	未開封の乾物、レトルト食品、缶詰、飲料、パスタ、お菓子など、規格外の野菜、余った野菜、食べきれない食品（余剰品）、お米（古米）、もち米等
寄付の条件	冷蔵・冷凍は扱っていない。 賞味期限が 1 カ月以上あり、未開封の食品。

	その他品質保証の主体がある商品。			
寄付先	ホームレス支援団体、生活保護支援団体、老人福祉施設、児童養護福祉施設、独居老人、母子家庭（一人親家庭）、生活困窮者等			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	11 トン	13 トン	16 トン
	うち被災地向け支援物資	3 トン	3 トン	3 トン
	うち正規品寄付量	0 トン	0 トン	0 トン
	他のフードバンクからの提供品量	5 トン	6 トン	10 トン

<フードバンク茨城>

正式名称	NPO 法人フードバンク茨城			
所在地	茨城県牛久市牛久町 1024-1			
ホームページ URL	https://sites.google.com/site/fbibaraki/			
連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	電話・FAX：029-874-3001 Eメール：fb.ibaraki@gmail.com			
基本理念	廃棄食品を減らし、同時に食の確保に困っている人を支援する「もったいな」を「ありがとう」に変える活動。			
設立年（団体の設立年）	2011 年 3 月設立総会			
フードバンク活動の開始年	2011 年 8 月 NPO 法人フードバンク茨城として認証を受ける			
法人格の取得の有無	有			
取扱品	食品全般			
寄付の条件	冷蔵、冷凍は扱わない。 未開封、賞味期限が 2 か月以上残っているもの。			
寄付先	児童養護施設、高齢者施設、障害者施設、社会福祉協議会を通じて生活困窮者支援			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	0 トン	8.9 トン	28.9 トン
	うち被災地向け支援物資	0 トン	0 トン	0 トン
	うち正規品寄付量	0 トン	0 トン	0 トン
	他のフードバン	0 トン	0 トン	0 トン

	クからの提供品 量			
--	--------------	--	--	--

<フードバンク宇都宮>

正式名称	フードバンク宇都宮（特定非営利活動法人 とちぎボランティアネットワーク）			
所在地	栃木県宇都宮市塙田 2-5-1 共生ビル 1 階			
ホームページ URL	http://www.tochigivnet.com/			
連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	TEL：028-643-1791 FAX：028-623-6036 メールアドレス：tvnfoodbank@gmail.com			
基本理念	食の確保は人間の最後のセーフティーネット			
設立年（団体の設立年）	1995 年 12 月 1 日			
フードバンク活動の開始年	（フードバンク活動は 2011 年から本格的稼働）			
法人格の取得の有無	有			
取扱品	食品一般			
寄付の条件	冷凍冷蔵品については基本的に扱わない。 なるべく賞味期限が 1 カ月以上のもの。 上記条件に合わないものは相談打ち合わせの上、受入先の都合で取り扱い可。			
寄付先	ネグレクト児童支援施設、障害者福祉施設、依存症更生施設、生活困窮者、路上生活者、児童養護施設、自立援助ホーム			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	6 トン	9 トン	11 トン
	うち被災地向け支援物資	0 トン	0 トン	0 トン
	うち正規品寄付量	0 トン	0 トン	0 トン
	他のフードバンクからの提供品量	0 トン	0 トン	0 トン

<フードバンクえひめ>

正式名称	NPO 法人フードバンクえひめ
所在地	愛媛県松山市御幸 1-318-5
ホームページ URL	現在作成に向け準備中

連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	電話：050-3479-5320 メールアドレス：foodbank.ehime@gmail.com			
基本理念	「もったいない」を「ありがとう」に			
設立年（団体の設立年）	2013 年 11 月 20 日			
フードバンク活動の開始年	2013 年			
法人格の取得の有無	有			
取扱品	乾物・缶詰・調味料・飲料・米・菓子類・レトルトパウチ			
寄付の条件	基本的に、賞味（消費）期限が 1 ヶ月以上の常温保存可能（ドライ）品。 冷凍（スノー）・冷蔵（チルド）品及びに生鮮に関しては、受け入れなし。（準備中） 穀類（米）は、玄米・精米問わず受け入れ。			
寄付先	児童養護施設・障害者福祉施設・自立支援施設・地域振興団体・社協・労福協 等			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	0 トン	0 トン	10 トン
	うち被災地向け支援物資	0 トン	0 トン	0 トン
	うち正規品寄付量	0 トン	0 トン	0.5 トン
	他のフードバンクからの提供品量	0 トン	0 トン	0 トン

<ふーどばんく大阪>

正式名称	ふーどばんく大阪
所在地	〒599-8101 堺市東区八下町 1-122 大阪食品流通センター内
ホームページ URL	http://foodbank-osaka.jp/
連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	TEL:072-258-2201 FAX:072-275-7763
基本理念	フードバンク活動を通じた人権のまちづくり、社会福祉の増進を図る。
設立年（団体の設立年）	2013 年
設立年（フードバンク活動の開始年）	2013 年
法人格の取得の有無 ¹	(☒ ・ 無) ←どちらかに○をしてください
取扱品	嗜好品、加工品、生鮮食品、冷蔵冷凍食品、防災備蓄品

寄付の条件 (品目についての条件です。 冷蔵・冷凍は扱わない、賞味期限が 1 か月以上残っているなど)	特に問わない。その都度に取り決める。			
寄付先 (児童養護施設等一般名称で結構 ですので、寄付先のおおよその種別 をお知らせください。)	児童養護施設、母子寮、障がい児施設、NPO 法人、任意 団体			
取扱量(2011 年、2012 年、2013 年) (取扱量のうち、東日本大震災等の 被災地向けの量や、規格外品では ない正規品の寄付量 ² が切り出され ばその量も明示ください。)		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	トン	トン	39.5 トン
	うち被災地向 け支援物資	トン	トン	10 トン
	うち正規品寄 付量	トン	トン	29.5 トン
	他のフードバ ンクからの提 供品量	トン	トン	8 トン

<フードバンク岡山>

正式名称	特定非営利活動法人フードバンク岡山			
所在地	〒700-0822 岡山県岡山市北区表町 1 丁目 4-64 上 之町ビル 4 階			
ホームページ URL	https://www.facebook.com/Foodbankokayama			
連絡先(電話、FAX、メールアド レス)	電話・FAX : 086-239-5303 info@fbokayama.com			
基本理念	食べ物を通じた地域づくり			
設立年(団体の設立年)	2012 年 11 月			
フードバンク活動の開始年	2012 年 4 月			
法人格の取得の有無 ¹	有			
取扱品	野菜、お菓子、加工品、飲料			
寄付の条件	特になし			
寄付先	ホームレス支援団体、子どもシェルター、里親ファミ リーホーム、外国人研修生支援団体、障がい者作業所、 児童養護施設、学童保育、高齢者サロン、子育て支援 NPO			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年

	取扱総量	0 トン	不明	22 トン
	うち被災地向 け支援物資	0 トン	不明	0 トン
	うち正規品寄 付量	0 トン	不明	0 トン
	他のフードバ ンクからの提 供品量	0 トン	不明	0 トン

<フードバンクかごしま>

正式名称	NPO 法人フードバンクかごしま			
所在地	鹿児島県鹿児島市易居町 1 - 2 鹿児島市役所みなと大通 り別館ソーホーかごしま 3 号			
ホームページ URL	http://ksnk.org/			
連絡先（電話、FAX、 メールアドレ ス）	電話：099-226-9298 FAX:050-3383-1066 メールアドレス：foodbank@ksnk.org			
基本理念	食べ物の「もったいない」を「ありがとう」に			
設立年（団体の設立年）	2011 年 3 月			
フードバンク活動の開始年	2011 年 3 月			
法人格の取得の有無	有			
取扱品	食品一般			
寄付の条件	賞味期限が 1 カ月以上残っていること 常温で保存可能であること（冷蔵、冷凍は扱わない）			
寄付先	児童養護福祉施設、ホームレス支援団体、母子寮、障害 者就労支援施設、その他福祉施設等			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	3 トン	60 トン	150 トン
	うち被災地向 け支援物資	0 トン	0 トン	0 トン
	うち正規品寄 付量	0 トン	0 トン	0 トン
	他のフードバ ンクからの提 供品量	0 トン	0 トン	0 トン

<フードバンクかすがい>

正式名称	NPO フードバンクかすがい			
所在地	〒480-0304 愛知県春日井市神屋町 2298-707 (本部)			
ホームページ URL	https://www.facebook.com/pages/%E3%83%95%E3%83%BC%E3%83%89%E3%83%90%E3%83%B3%E3%82%AF%E3%81%8B%E3%81%99%E3%81%8C%E3%81%84/527116327325284			
連絡先 (電話、FAX, メールアドレス)	TEL:070-5251-4277 メールアドレス: fbkasugai@gmail.com			
基本理念	人と人を食べ物でつなぐ			
設立年 (団体の設立年)	2013 年			
フードバンク活動の開始年	2013 年			
法人格の取得の有無	無			
取扱品	ドライ、青果			
寄付の条件	冷蔵・冷凍食品は扱わない。 原則として、賞味期限がヶ月以上残っているもの。			
寄付先	児童養護施設 障害者就労施設、障害者滞在施設			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	0 トン	0 トン	3.04 トン
	うち被災地向け 支援物資	0 トン	0 トン	0 トン
	うち正規品寄付 量	0 トン	0 トン	0.01 トン
	他のフードバン クからの提供品 量	0 トン	0 トン	3 トン

<フードバンクかわさき>

正式名称	フードバンクかわさき
所在地	〒214-0004 神奈川県川崎市多摩区菅馬場 1-19-20-101
ホームページ URL	http://family-v.jp/foodbank.html
連絡先 (電話、FAX, メールアドレス)	電話: 070-6643-1953 FAX: 020-4663-4735 メールアドレス: foodbank_kawasaki@family-v.jp
基本理念	DV や虐待などのファミリー・バイオレンス、その中で貧困が原因になっていることがあります。 また、DV や虐待などのファミリー・バイオレンスから逃れても、生活がなかなか安定せずに貧困になることが多

	いです。貧困を抱える家庭に食品を届けることにより、原因の1つを除きたいと考え、「フードバンクかわさき」を立ち上げました。食品を届けることを通じて、「一人じゃない」という思いをもってもらえるよう、困ったときにすぐに相談できるネットワークづくりを行っていきます。			
設立年（団体の設立年）	2002 年			
フードバンク活動の開始年	2013 年			
法人格の取得の有無	有			
取扱品	食品一般			
寄付の条件	賞味・消費期限以内で未開封のもの			
寄付先	DV・虐待の被害当事者家庭、生活困窮者（就学援助を受けている家庭など）、福祉施設			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	計算していない		
	うち被災地向け支援物資			
	うち正規品寄付量			
	他のフードバンクからの提供品量			

<フードバンク関西>

正式名称	認定特定非営利活動法人フードバンク関西
所在地	〒659-0051 兵庫県芦屋市呉川町 1 番 15 号
ホームページ URL	http://foodbankkansai.org/
連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	電話／FAX：0797-34-8330 メールアドレス：foodbank05@yahoo.co.jp
基本理念	食品流通の末端に、ボランティア活動によって金銭を介在させない余剰食品の流通システムを創出し、命の糧である食べ物を大切に活用すると同時に、支援を必要とする人達に余剰食品を無償で分配し、人々がお互いに助け合う社会の構築に貢献する。
設立年（団体の設立年）	2003 年設立 2004 年 NPO 法人登記 2007 年国税庁より認定 NPO 法人格の取得 2009 年認定更新 2013 年兵庫県より認定 NPO 法人格取得

フードバンク活動の開始年	2003年4月			
法人格の取得の有無	有			
取扱品	食品一般			
寄付の条件	食品類で賞味、消費期限以内、 冷蔵保存、常温保管が可能な食品 保管量が限られているので、その限度内で冷凍保存品も扱っている。			
寄付先	1 児童養護施設 2 母子生活支援施設 3 ホームレス就労支援団体と炊き出し支援団体 4 障害者通所作業所と共同生活ホーム 5 老人介護施設と難病患者デイケア施設 6 更生施設 7 個人対象の食のセーフティネットで協働する地域行政外郭団体			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	184.3 トン	208.8 トン	175 トン
	うち被災地向け支援物資	40 トン	30 トン	0 トン
	うち正規品寄付量	180 トン	204 トン	171 トン
	他のフードバンクからの提供品量	0 トン	10 トン	25 トン

<フードバンク北関東>

正式名称	フードバンク北関東（特定非営利活動法人 三松会内）
所在地	〒374-0074 群馬県館林市高根町 109
ホームページ URL	http://www.sansyokukai.or.jp/
連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	TEL：0276-75-4732 FAX：0276-49-6915 メールアドレス：ansin@sansyokukai.or.jp
基本理念	「困った方を助けたい」を理念とし、支援を必要とする福祉分野の施設や生活困窮者および生活困窮者を支援する団体に、企業様のお心をお届けし、お互いに助け合う心を広げてゆく活動を行っています。
設立年（団体の設立年）	平成7年6月
フードバンク活動の開始年	平成22年4月
法人格の取得の有無	有
取扱品	主食（米、パン、麺類他） 副食類、嗜好品（菓子、飲料）、調味料、インスタント食品、防災備蓄品等、冷蔵・冷凍

	品を含む食品全般。			
寄付の条件	賞味期限前であること 未開封であること			
寄付先	社会復帰施設、障害者支援施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、児童養護施設、母子生活支援センター、地域生活支援センター、児童養護施設、路上生活支援実行委員会、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、学童クラブ			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	1,450 トン	2,130 トン	1,350 トン
	うち被災地向け支援物資	0 トン	0 トン	0 トン
	うち正規品寄付量	0 トン	0 トン	0 トン
	他のフードバンクからの提供品量	0 トン	1,110 トン	590 トン

<フードバンク北九州ライフアゲイン>

正式名称	フードバンク北九州ライフアゲイン			
所在地	福岡県北九州市八幡東区 天神町 8 - 4 6			
ホームページ URL	http://fbkitaq.com/blog/			
連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	093-672-5347 fbkitaq@iga.bbq.jp			
基本理念	食品ロスの削減を前進させつつ、生活困窮者にとって生きがいのある循環型社会を構築する。			
設立年（団体の設立年）	2013 年 7 月に任意団体として設立			
フードバンク活動の開始年	2013 年			
法人格の取得の有無	無			
取扱品	主にベーカリー・野菜・くだもの			
寄付の条件	賞味および消費期限が切れていないもの 寄贈する理由が明確にされているもの			
寄付先	市内児童擁護施設・アルコールおよび薬物依存回復施設・女性シェルター施設・里親ファミリーホーム・ホームレス支援団体・ボランティアの情報による生活困窮者			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	0 トン	0 トン	10 トン

	うち被災地向け支援物資	0 トン	0 トン	0 トン
	うち正規品寄付量	0 トン	0 トン	0 トン
	他のフードバンクからの提供品量	0 トン	0 トン	0 トン

<フードバンク高知（高知あいあいネット）>

正式名称	フードバンク高知（高知あいあいネット）			
所在地	〒780-0052 高知県高知市大川筋 2 丁目 3-29 いこいの場「あいあい」内フードバンク高知			
ホームページ URL	http://www.geocities.jp/aiai_net_2010/foodbank/foodbank.htm			
連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	電話： 088-875-4751 FAX： 088-822-2491 メールアドレス： kochi_aiainet@yahoo.co.jp			
基本理念	DV 被害者、児童：高齢者：障害者などすべての暴力被害者、シングルマザー、施設を出た後行き場のなくなった青年たち、不登校、居場所のない子ども達など、生活困難者の食糧を確保し、自立を支援する。			
設立年（団体の設立年）	2006 年			
フードバンク活動の開始年	2008 年			
法人格の取得の有無	無			
取扱品	米、野菜、レトルト食品、サプリメント、お菓子、調味料、など食料品 （その他、自立のための家電家具等の家庭用品等）			
寄付の条件	冷凍冷蔵品可（家庭菜園の野菜、趣味の釣りの魚などでも受入可）			
寄付先	DV シェルター、児童虐待などの一時保護所や自立支援施設、母子支援施設、子ども家庭支援センター、養護施設、定着支援センター、高齢者支援センター、生活困窮者支援センター、知的障害者支援施設、ダルク、社会福祉協議会、無料医療診療所、夜間中学、ホームレスなどの炊き出し、DV 被害者、生活保護受給待機者、留学生などの生活困難者			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	60 トン	80 トン	45 トン
	うち被災地向け支援物資	0 トン	20 トン	10 トン
	うち正規品寄付量	0 トン	0 トン	0 トン

	他のフードバンクからの提供品 量	0 トン	0 トン	0 トン
--	---------------------	------	------	------

<フードバンク埼玉>

正式名称	フードバンク埼玉（埼玉労福協） 一般社団法人 埼玉県労働者福祉協議会が運営している			
所在地	埼玉県さいたま市浦和区常盤 6-4-21 （埼玉県勤労者福祉センター（ときわ会館）3F			
ホームページ URL	http://saitama.rofuku.net/fs_about.html			
連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	電話：048-833-8731			
基本理念	この法人は埼玉県内において労働者のための福祉活動を推進し、労働者の生活の安定・安心及び社会的地位の向上に寄与することを目的とする。（定款第3条）			
設立年（団体の設立年）	1972年10月30日			
フードバンク活動の開始年	2011年3月（フードバンク活動の開始年）			
法人格の取得の有無	有			
取扱品	冷凍食品を除いた食品			
寄付の条件	①冷凍は扱わない ②賞味期限が2週間以上			
寄付先	①2011年3月の東日本大震災、福島第一原発事故により福島県等から避難されている方、避難者を支援しているサロンやカフェ ②社会福祉法人の「児童福祉施設」や「乳児院」 ③路上生活者の支援をしている団体等			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	15 トン	18 トン	20 トン
	うち被災地向け支援物資	3 トン	3 トン	3 トン
	うち正規品寄付量	1 トン	2 トン	1 トン
	他のフードバンクからの提供品量	0 トン	0 トン	0 トン

<フードバンク滋賀（COMPASS）>

正式名称	フードバンク滋賀（COMPASS）
所在地	〒525-0057 滋賀県草津市桜ヶ丘4丁目13-25

ホームページ URL	http://www.compass-k.org/			
連絡先（電話、FAX、 メールアドレス）	電話：080-3804-4425 メール：COMPASS.Esperanza@gmail.com			
基本理念	誰もが、まず何よりも始めに食べることに。尊い命を明日へ繋ぐ。			
設立年（団体の設立年）	2010 年			
フードバンク活動の開始年	2009 年			
法人格の取得の有無	無			
取扱品	米、パスタ、缶詰、インスタント食品、缶詰、レトルト食品、飲料、菓子類等			
寄付の条件	冷蔵・冷凍は扱わない、賞味期限が 1 か月以上残っている、未開封・未使用の食品であること、寄付の食品の送料については寄贈者負担とする			
寄付先	基本的には生活困窮者及び生活困窮世帯。余剰があれば、食品を生活困窮者へ渡している市町村の社協			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	計算していない		
	うち被災地向け支援物資			
	うち正規品寄付量			
	他のフードバンクからの提供品量			

<フードバンクセカンドハーベスト沖縄>

正式名称	NPO法人 フードバンクセカンドハーベスト沖縄
所在地	〒902-0073 沖縄県那覇市上間 200-1 大栄アパート 101
ホームページ URL	http://www.2h-okinawa.org/
連絡先（電話、FAX、 メールアドレス）	電話／FAX：098-853-3001 メールアドレス：info@2h-okinawa.org
基本理念	沖縄においてフードバンク活動を通し、社会貢献を目指します。
設立年（団体の設立年）	2007 年 10 月 16 日
フードバンク活動の開始年	2007 年 10 月 16 日 「もったいない食べ物」を減らし、すべての人がきちんと食事を取ることの出来る社会を目指す。また、食糧の廃棄量を少しでも減らすことによりゴミの減量化、限りある資源を有効に活動することを目的とする。

法人格の取得の有無	有			
取扱品	米、パン、缶詰、インスタント食品、レトルト食品、菓子類、野菜、調味料、その他			
寄付の条件	企業やメーカー・卸業者（期限が残っており、中身に問題が無い食料。冷凍冷蔵品も可） 個人（期限が1カ月程度残っており未開封で、中身に問題無く、常温保存可能な食料）			
寄付先	児童養護施設・ホームレス支援団体・障がい者自立支援施設・授産施設・母子支援施設・その他個人世帯の窓口となる行政や支援団体等			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	19 トン	22 トン	33 トン
	うち被災地向け支援物資	0 トン	0 トン	0 トン
	うち正規品寄付量	0 トン	0 トン	0 トン
	他のフードバンクからの提供品量	0 トン	0 トン	0 トン

<フードバンクだいち>

正式名称	社会福祉法人青森県社会福祉協議会・フードバンクだいち
所在地	フードバンクだいち（特定非営利活動法人ふるさとのか） 店舗兼事務所〒038-1301 青森県青森市浪岡大字大釈迦字沢田 113-272 本部〒036-1301 青森県平川市館田前田 12-1
ホームページ URL	ホームページ：整備中に付5月頃の予定
連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	電話：090-9742-0300 メールアドレス：f01narita@gmail.com, f-nouka@mopera.net
基本理念	「もったいない」を「ありがとう」に。 もののあふれている社会の中で、改めてモノの大切さに注目する時代であると考え、食料自給率の高い青森県で「おすそわけをする」活動により地域でのつながりが育まれ、病気や災害の時でも近所づきあいが活かされる安心・安全なまちづくりと、お互いに助け合う共助の心を広めることを望んでいる。
設立年（団体の設立年）	2013 年 4 月
フードバンク活動の開始年	2008 年 12 月活動開始

法人格の取得の有無	有			
取扱品	県内の農家からの米・野菜等の余剰農産物等			
寄付の条件	特に条件はないが、寄付する場合は事前に連絡すること			
寄付先	社会福祉協議会や地元 NPO を通じて施設・団体・個人等に寄付（福祉施設や団体に対して直接の寄付は行っている）			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	4 トン	3 トン	3.5 トン
	うち被災地向け支援物資	2 トン	0 トン	0 トン
	うち正規品寄付量	2 トン	3 トン	3.5 トン
	他のフードバンクからの提供品量	5 トン	0 トン	0 トン

<フードバンクちば>

正式名称	フードバンクちば
所在地	千葉県千葉市稲毛区緑町 1-25-11 コーポ立花 101 ワーカーズコープちば サポートセンター オアシス内
ホームページ URL	http://foodbank-chiba.com/top.html
連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	電話：043-375-6804 FAX：043-242-8900 Mail：fbchiba@jigyoudan.com
基本理念	長引く不況の中で失業し、困窮して生活保護等の制度を利用する人が千葉県内でも増えています。私たちは、このような失業者・不安定就労者・生活保護受給者などのひとつの支援手段としてフードバンクを位置づけ、失業者等が自ら活動に参加することで生活を安定させ、就労に結びつけてゆければと考えています。
設立年（団体の設立年）	1987 年 3 月
フードバンク活動の開始年	2012 年 5 月
法人格の取得の有無	無
取扱品	食品一般
寄付の条件	常温保存が可能で、賞味期限が 1 ヶ月以上で未開封のもの
寄付先	福祉施設・団体等や生活困窮者（相談支援機関を通じて）

取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	0 トン	8.6 トン	19.1 トン
	うち被災地向 け支援物資	0 トン	0 トン	0 トン
	うち正規品寄 付量	0 トン	0 トン	0 トン
	他のフードバ ンクからの提 供品量	0 トン	2.5 トン	6.5 トン

<フードバンク道央>

正式名称	フードバンク道央
所在地	北海道千歳市長都駅前 1 丁目 12-14
ホームページ URL	—
連絡先（電話、FAX、 メールアドレス）	電話/FAX：0123-27-3341 メールアドレス：food_bank_douou_10@yahoo.co.jp
基本理念	「もったいない」「食品を有効利用し、食品を必要としている福祉施設・団体の一人でも多くの方々に」この気持ちが、私たちの活動の源であり精神です。 「もったいない。食品ロスを削減し、有効活用し食品を必要としている一人でも多くの方々に。」を、モットーに無理せずできる範囲の活動を、力を合わせそして楽しみ関わる全ての方々に感謝しながら実施し、企業と施設を結ぶ愛情・優しさの架け橋となり、みんなが喜びを分かち合えるよう日々努力したいと思います。 また、本活動を通じ、まだ食べられる食品が大量に破棄されている現状を多くの人が理解するとともに、施設等に関する理解を深めることによって食品ロスに向けた意識の醸成を図り、食べ物を大切に作る心、人々が思いやり助け合い、お裾分けの心をもつことにより明るく豊かな社会の実現を目指します。
設立年（団体の設立年）	平成 20 年 11 月 11 日
フードバンク活動の開始年	同上
法人格の取得の有無	無
取扱品	飲料水（缶・ペット）、パン、お菓子、野菜、くだものなど
寄付の条件	冷凍、冷蔵以外の食品
寄付先	障がい者地域活動支援センター、支援事業所（作業所）、児童養護施設、近傍に避難している震災避難者等 8 市 6

	町、 51 施設、96 事業所、2,125 人			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	0 トン	0 トン	0 トン
	うち被災地 向け支援物資	0 トン	0 トン	0 トン
	うち正 規 品 寄 付量	0 トン	0 トン	0 トン
	他のフー ドバ ンクからの提 供品量	0.572 トン	14.5 トン	27.5 トン

<NPO 法人ふうどばんく東北 AGAIN（あがいん）>

正式名称	NPO 法人ふうどばんく東北 AGAIN（あがいん）
所在地	〒983-0002 宮城県仙台市太白区郡山 5-6
ホームページ URL	http://www.foodbannk.or.jp/ https://www.facebook.com/foodbank.tohoku.again
連絡先（電話、FAX, メールアドレス）	電話 : 070-6494-7044 FAX : 022-774-1410 メールアドレス : info@foodbank.or.jp
基本理念	食は命です。 食べることが生命を繋ぎ、安定した食糧の存在が争いを無くし、正しい食物連鎖が地球環境を守り、食べ物をもったいないと慈しむ心が人の暮らしを豊かにします。 東北には本来、自然の恵みに感謝して、“あがいん”（どうぞおあがりください、お召し上がりください）の精神で、食べ物を譲り合い、助け合う風土がありました。しかし今、命である食に困っている人々が身近にいます。雇用と同時に住居も失った方や一人暮らしの高齢者、障がい者、家族の暴力から逃げてきた人等、他人 事ではありません。その一方で、おいしく十分に栄養価値のある食べ物が、規格外や余剰生産、賞味期限が近いといった理由から毎日廃棄され続けています。 私たちは、価値があるにもかかわらず廃棄処分されそうな食べ物を無償で提供してもらい、責任を持って点検・整理して、生活困窮者へ届ける活動を行います。 私たちはこの活動を通して、一人一人の暮らしを保障するセーフティーネットの一隅を担います。食べられるために育まれた食品を、きちんと食べて消費します。廃棄物を減らし、二酸化炭素排出を抑えて、微力でも地球環境を守ります。この地域で作られた食べ物

	を大切に受け取り、この地域で困っている人へ大切に届けることで、地域を優しく結びつけます。共に働く仲間に公正な対価を支払い、安定した雇用を創り出します。ひとりひとりが分かち合い、支え合い、相互扶助の心を行動で示します。これらの活動を知ってもらうことで、食べ物の大切さ、人と人の助け合いを子どもたちに伝えます。 私たちのフードバンクは、食べ物の、人の、地球の命を大切に貯蔵します。そして、私たちが先人から受け継いできた“あがいん”の精神で、食べ物の橋渡しをします。 （NPO 法人ふうどばんく東北 AGAIN（あがいん）設立趣旨書より抜粋）			
設立年（団体の設立年）	任意団体：2008年11月、NPO法人化：2009年7月			
フードバンク活動の開始年	2009年5月			
法人格の取得の有無 ¹	有			
取扱品	常温食品一般（※冷凍、冷蔵品については、提供場所への直送のみ可。）			
寄付の条件	賞味期限が切れていないこと、賞味期限が概ね2週間以上残っていること。要事前相談。（食品の内容、量、受け渡し方法によって受取可否が変動します）			
寄付先	宮城県・岩手県・福島県・山形県の生活困窮者や被災者支援団体、仙台市近辺の生活支援団体および社会福祉協議会等、被災した障害者就労支援施設を始めとする小規模の社会福祉施設、各段階（緊急支援、生活支援、就労支援）に応じた食品支援（団体間連携により実施）、東北各地域のフードバンク団体			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	32 トン	60 トン	60 トン
	うち被災地向け支援物資	0 トン	0 トン	0 トン
	うち正規品寄付量	0 トン	0 トン	0 トン
	他のフードバンクからの提供品量	0 トン	0 トン	1 トン

<フードバンクとくしま>

正式名称	フードバンクとくしま （特定非営利活動法人ワーカーズコープ徳島川内地域福祉事業所 と 公益社団法人 徳島県労働者福祉協議会と公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク） 3 団体共同運営			
所在地	徳島市川内町平石若松 204-6 1 F			
ホームページ URL	http://foodbank-tokusima.blogspot.jp/			
連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	foodbank.t@gmail.com tokushima-kawauchi@roukyou.gr.jp 088-666-2175			
基本理念	①「もったいない」から「ありがとう」へ ②中間的就労（職業体験の場）の創造 ③最後のセーフティネットにつながる活動に			
設立年（団体の設立年）	2013 年 8 月 25 日設立			
フードバンク活動の開始年	2013 年 4 月から現在 毎月第 4 土曜日フードバンクとくしまの日実施			
法人格の取得の有無	無			
取扱品	穀類、調味料各種、インスタント食品、レトルト食品、乾物、缶詰、瓶詰、飲料関係（アルコール除く）、			
寄付の条件	要冷蔵。要冷凍品は不可（冷蔵庫がないため） 賞味期限 1 ヶ月以上ある食品 賞味期限が明記されている食品			
寄付先	児童養護施設、障害者施設、自立支援センター、介護施設、里親			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	0 トン	0 トン	1.9 トン
	うち被災地向け支援物資	0 トン	0 トン	0 トン
	うち正規品寄付量	0 トン	0 トン	1.9 トン
	他のフードバンクからの提供品量	0 トン	0 トン	3.7 トン

<フードバンクとちぎ>

正式名称	NPO 法人 フードバンクとちぎ
所在地	〒323-0822 栃木県小山市駅南町 1-12-32
ホームページ URL	http://foodbanktochigi.blog.fc2.com/

連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	Tel 0285-27-5443 Fax 0285-27-2788			
基本理念	寄贈商品を必要な人に提供するフードバンクを行うと共に、フードバンクの普及を行うこと			
設立年（団体の設立年）	2010 年			
フードバンク活動の開始年	2012 年			
法人格の取得の有無	有			
取扱品	主食（パン、※製品、麺類）、火災、果物、惣菜、乳製品、飲料（ジュース、牛乳）菓子等			
寄付の条件	賞味期限内であること、品質に問題がないこと			
寄付先	児童養護施設、授産施設、乳児院、自立支援ホーム等			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	0 トン	10.8 トン	21.6 トン
	うち被災地向け支援物資	0 トン	0 トン	0 トン
	うち正規品寄付量	0 トン	0 トン	0 トン
	他のフードバンクからの提供品量	0 トン	8.6 トン	13.5 トン

<フードバンク鳥取一般社団法人みもぎの会>

正式名称	フードバンク鳥取一般社団法人みもぎの会
所在地	鳥取県境港市新屋町 222
ホームページ URL	DV、虐待被害者を匿う民間シェルターをしているため危険度を考えホームページ閉鎖
連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	電話 090-8064-1754 yahi@do.enjoy.ne.jp
基本理念	折角この世に生を受けた私たちだから笑顔の人生を歩こう
設立年（団体の設立年）	1996 年
フードバンク活動の開始年	2009 年頃
法人格の取得の有無	有
取扱品	すべての食品、近隣の漁業者からの生鮮魚、果実農家の梨柿、JA 女性会、農家からのお米、寺族からの供品
寄付の条件	冷凍も冷蔵も可能、シェルターに冷凍庫 2 台設置、大型冷蔵庫 3 台、賞味期限はある方が配達が遅れても安心。

	午前入荷、午後施設配達を原則としているが、シェルター現場を優先するので人手不足もあり。			
寄付先	みもどの会卒業生の関連施設、児童養護施設、母子自立支援施設、障害者福祉施設、更生保護施設、シェルター退所者生活困窮者 130 世帯(秘)、保護司関連刑期終了者(秘)、米子市福祉事務所、鳥取県西部福祉生活保護関連、その他、地域の生活困窮者 30 世帯			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	計算していない		
	うち被災地向け支援物資			
	うち正規品寄付量			
	他のフードバンクからの提供品量			

<フードバンクとやま>

正式名称	フードバンクとやま			
所在地	富山県射水市広上 1159			
ホームページ URL	http://www.foodbank-toyama.com/			
連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	電話：090-1393-5619 メールアドレス：foodbank_toyama@i.softbank.jp			
基本理念	つなげたい 食 ひと いのち			
設立年（団体の設立年）	2009 年 1 月 20 日			
フードバンク活動の開始年	2009 年 10 月			
法人格の取得の有無	無			
取扱品	お米、乾麺、野菜、レトルト食品、お茶、ジュース、お菓子、缶詰			
寄付の条件	賞味期限が 1 ヶ月以上あり、未開封のものに限る 農産物の場合は事前に打ち合わせ必要 冷蔵・冷凍は要相談。			
寄付先	ホームレス（失業者）支援団体・ホームレス（失業者）支援個人・母子父子支援団体・デイサービス・福祉作業所・被災地			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	0 トン	4 トン	5.6 トン
	うち被災地向け支援物資	0 トン	0 トン	1 トン

	うち正規品寄付量	0 トン	0 トン	0 トン
	他のフードバンクからの提供品量	0 トン	0 トン	2.8 トン

<フードバンクにいがた>

正式名称	フードバンクにいがた			
所在地	新潟県新潟市中央区新光町 6-2 勤労福祉会館 4 階			
ホームページ URL	http://foodbank-niigata.org			
連絡先（電話、FAX, メールアドレス）	電話：025-384-4466 FAX：025-384-8224 メールアドレス：fbn@roukyou.gr.jp			
基本理念	フードバンクにいがたは新潟県におけるセーフティネット（安全網）を支えるフードバンクシステムを構築し、行政、企業、福祉施設の皆さんと協力し、食べ物が無駄なく消費され誰もが食を分かち与える心豊かな社会づくりを目指していきます。			
設立年（団体の設立年）	2013 年 7 月			
フードバンク活動の開始年	2013 年			
法人格の取得の有無	無			
取扱品	米、その他食品（缶詰、乾麺、レトルト食品等）			
寄付の条件	・賞味期限が 2 カ月以上残っていて、常温保存が可能なもの ・未開封品であること			
寄付先	生活困窮者支援団体、障害者支援施設、子育て支援施設等			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	0 トン	0 トン	3 トン
	うち被災地向け支援物資	0 トン	0 トン	0 トン
	うち正規品寄付量	0 トン	0 トン	1.2 トン
	他のフードバンクからの提供品量	0 トン	0 トン	0 トン

<フードバンク日田>

正式名称	フードバンク日田（日田商工会議所）			
所在地	〒877-8686 大分県日田市三本松 2 丁目 2-16 日田市商工会議所青年部事務局			
ホームページ URL				
連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	電話：0973-22-3184			
基本理念	「もったいない」の精神で余った食品などを持参してもらい、必要な施設に無償提供する。草の根のセーフティネットとして活動していく。			
設立年（団体の設立年）	2008 年 10 月			
フードバンク活動の開始年				
法人格の取得の有無 ¹				
取扱品	米、缶詰、調味料、手作り漬物、野菜（家庭菜園で栽培されたもの）			
寄付の条件	冷蔵・冷凍品は取扱いなし			
寄付先	児童養護施設、知的グループホーム、精神グループホーム、精神障害者生活訓練施設援護寮、生活介護事業所、障害者就業・生活支援センター、身体障害者療護施設・生活介護・機能訓練事業所、就労継続支援 B 型事業所、知的障害者更生施設			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	計算していない		
	うち被災地向け支援物資			
	うち正規品寄付量			
	他のフードバンクからの提供品量			

<フードバンク宮崎>

正式名称	フードバンク宮崎
所在地	宮崎県宮崎市希望ヶ丘 1 丁目 17 番地 5 号
ホームページ URL	http://foodbankmiyazaki.jimdo.com/
連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	電話：090-9724-6758 / FAX：0985-56-6330 メールアドレス：gurido2007@hb.tp1.jp

基本理念	本会は、社会福祉施設及び食事提供をしている非営利団体に対して、余剰食品の分配などの支援事業を行い、非営利組織等の健全な発展と活動の活性化を図るとともに、資源の有効活用を促進し、もって要支援生活者の生活の向上や明るく豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。			
設立年（団体の設立年）	2010 年 7 月 23 日			
フードバンク活動の開始年	2010 年 7 月			
法人格の取得の有無	無			
取扱品	食品一般			
寄付の条件	冷蔵・冷凍の別は問わない。 賞味期限は 1 ヶ月以上残っていること			
寄付先	社会福祉施設（児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、救護施設） NPO 関連団体（DV シェルター、生活困窮者支援団体等）			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	3 トン	3 トン	6 トン
	うち被災地向け支援物資	0 トン	0 トン	0 トン
	うち正規品寄付量	0 トン	3 トン	6 トン
	他のフードバンクからの提供品量	0 トン	0 トン	0 トン

＜フードバンク山形＞

正式名称	特定非営利活動法人フードバンク山形
所在地	山形県米沢市大字下新田 2556 番地
ホームページ URL	http://foodbank-yamagata.jimdo.com/
連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	TEL : 070-5621-2924 メールアドレス : foodbankyamagata@gmail.com
基本理念	「この法人は、事情により十分な食料が得られない人たちや福祉団体に対して、食品流通上での余剰食品や、まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品を提供（寄付行為等により）して頂き、福祉施設や困窮者へ届ける事業を行う。又、困窮者への社会的支援や災害支援活動、森づくりなどの活動を通じ、環境と資源の有効利用を図り広く社会貢献することを目的とする。」（法人定款より）
設立年（団体の設立年）	平成 23 年 8 月

フードバンク活動の開始年	平成 23 年			
法人格の取得の有無	有			
取扱品	常温保存可能食品（米・農産物含む）			
寄付の条件	常温保存品で、賞味期限が明記されているもの 賞味期限が 1 ヶ月以上あるもの お米は常識の範囲で古くないもの			
寄付先	障がい者福祉施設、児童福祉施設、学童クラブ、災害支援団体、災害避難者支援団体、その他生活に困窮している方			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	0 トン	10 トン	15 トン
	うち被災地向け支援物資	0 トン	0 トン	0 トン
	うち正規品寄付量	0 トン	0 トン	0 トン
	他のフードバンクからの提供品量	0 トン	0 トン	0 トン

<フードバンク山梨>

正式名称	フードバンク山梨
所在地	〒400-0306 山梨県南アルプス市小笠原 317 サンシャインビル 1F
ホームページ URL	ホームページ：http://www.fbyama.com/
連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	電話／FAX：055-282-8798 メールアドレス：info@fbyama.com
基本理念	「市場に出すことができなくても、消費するには十分に安全な規格外食品を企業や農家等から提供してもらい、必要としている福祉施設などに届けるフードバンクシステムを構築するとともに、社会の食品ロスの削減に向けた意識の醸成を図り、食品が無駄なく消費され、だれもが食を分かちあえる心豊かな社会を創ることを目的とする。」 (NPO 法フードバンク山梨定款 第 3 条 より)
設立年（団体の設立年）	2008 年 10 月、2009 年 9 月 NPO 法人登記
フードバンク活動の開始年	2008 年 10 月
法人格の取得の有無	有
取扱品	常温管理が可能な保存食品、米、青果（根菜）。法人からは、冷凍食品及び豆腐などの冷蔵食品も受け入れ可。

寄付の条件	常温保存品で、賞味期限が明記されているもの 賞味期限が１ヶ月以上あるもの 未開封であるもの、破損で中身が出ていないもの お米は常識の範囲で古くないもの 法人からは、冷凍食品及び豆腐などの冷蔵食品も受け入れている。			
寄付先	児童養護施設、障がい者福祉施設、路上生活者支援団体、外国人支援団体、その他、行政福祉課や社会福祉協議会を通じて生活に困窮している方にお渡ししています。			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	104.3 トン	101 トン	90.2 トン
	うち被災地向け支援物資	25 トン	0 トン	0 トン
	うち正規品寄付量	0 トン	0 トン	0 トン
	他のフードバンクからの提供品量	46 トン	54.7 トン	59.8 トン

＜みやぎ生活協同組合「コープフードバンク」＞

正式名称	みやぎ生活協同組合「コープフードバンク」
所在地	〒981-3304 宮城県黒川郡富谷町ひより台 2-1-8
ホームページ URL	http://www.miyagi.coop/support/foodbannk/
連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	電話：022-779-1556 FAX：022-358-0688
基本理念	お取引先の食品企業等から余剰食品の無償提供を受け、社会福祉に寄与する団体・組織等へ無償で提供することを通して、食品の無駄をなくすとともに、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりをすすめることを目的に「コープフードバンク」を設立。
設立年（団体の設立年）	2012 年 4 月
フードバンク活動の開始年	2012 年 4 月
法人格の取得の有無	有
取扱品	飲料、調味料、米・餅類、レトルト食品缶詰類、カップ麺、お菓子・生活雑貨
寄付の条件	賞味期限内のもの（販売期限切れ）、箱や包装の破損などで販売できないもの、余剰品、防災備蓄品
寄付先	福祉施設、児童養護施設、障がい者施設、路上生活者支援団体、被災者支援団体、生活困窮者支援団体、社会福

	祉協議会			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	0 トン	0 トン	約 65 トン
	うち被災地 向け支援物資	0 トン	0 トン	約 25 トン
	うち正規品 寄付量	0 トン	0 トン	約 40 トン
	他のフードバ ンクからの提 供品量	0 トン	0 トン	0 トン

<もったいないわ・千歳>

正式名称	もったいないわ・千歳			
所在地	北海道千歳市新富 1-19-9			
ホームページ URL	https://www.facebook.com/pages			
連絡先（電話、FAX、 メールアドレス）	電話 090-2818-8253 メールアドレスmottainaiwa@gmail.com			
基本理念	廃棄するにはもったいない食材を各種福祉施設・団体に有効活用してもらう支援活動、その活用自体のシステム化により農商業と福祉相互の利益に繋げ、ひいては地域に貢献し、これを全道へのネットワークにしていける事を目的とする。			
設立年（団体の設立年）	2010 年 8 月 11 日			
フードバンク活動の開始年	2008 年 8 月			
法人格の取得の有無	無			
取扱品	大型スーパーの見切り品、輸送時の荷崩れ品、商取引上の期限品、農家の規格外野菜など			
寄付の条件	冷凍品は輸送手段を持っていないので無理です。 個人からの寄付は未開封・賞味期限前日まで 企業からの物は賞味期限切れ前に冷凍保存したものは 1 ヶ月以内を限度として受け入れ			
寄付先	千歳市内及び近郊の福祉施設・団体、片親・独居家庭、生活困窮者にはお届け。 市外の福祉施設・団体にも郵送料のみで配送			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	15 トン	20 トン	14 トン
	うち被災地 向け支援物資	0 トン	0 トン	0 トン

	うち正規品寄付量	0トン	0トン	0トン
	他のフードバンクからの提供品量	0トン	0トン	1トン

<POPOLO>

正式名称	特定非営利活動法人 POPOLO			
所在地	〒420-0071 静岡市葵区一番町 50 番地 2F			
ホームページ URL	http://npo-popolo.org/			
連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	Tel/Fax 054-254-5718 メール info@npo-popolo.org			
基本理念	この法人は、野宿生活者、生活困窮者及び、労働者に対して個々に応じた自立生活を営めるよう相談支援を提供するとともに、広く一般に労働法の啓発・啓蒙に関する事業を行い、多様な層からなるセーフティネットを構築し、貧困問題、労働問題解消に寄与することを目的とする。			
設立年（団体の設立年）	2010 年			
フードバンク活動の開始年	2012 年 4 月			
法人格の取得の有無	有			
取扱品	米、乾麺、レトルト食品、缶詰、飲料、お菓子			
寄付の条件	常温で保存が効き、賞味期限がおおむね 1 ヶ月以上残っているもの。			
寄付先	生活困窮者家庭（福祉事務所・社会福祉協議会を通すまたは直接）、生活困窮者支援団体、障害者支援施設			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	0トン	5トン	8トン
	うち被災地向け支援物資	0トン	0トン	0トン
	うち正規品寄付量	0トン	0トン	0トン
	他のフードバンクからの提供品量	0トン	3トン	5トン

<SAVE IWATE>

正式名称	一般社団法人 SAVE IWATE
所在地	〒020-0023 岩手県盛岡市 内丸(うちまる)3-46 盛岡市

	役所内丸分庁舎 1 階			
ホームページ URL	http://sviwate.wordpress.com/			
連絡先（電話、FAX、メールアドレス）	電話：019-654-3523 FAX：019-654-3524 メールアドレス：sviwate@gmail.com			
基本理念	被災地の市民等と協働し、安全で安心した暮らしのできる社会の形成に寄与する。			
設立年（団体の設立年）	2011 年 3 月設立、2012 年 2 月一般社団法人へ移行			
フードバンク活動の開始年	2011 年 11 月よりフードバンク活動開始			
法人格の取得の有無	有			
取扱品	食料品及び生活用品			
寄付の条件	個人からの寄付（未開封・流通ルートに乗っている商品・賞味期限が 1 ヶ月以上・冷蔵冷凍食品のお預かりは不可・生鮮品は事前の相談による） 企業からの寄付（未開封・賞味期限が 1 ヶ月以上・冷蔵冷凍食品のお預かりは不可・生鮮品は事前の相談による）			
寄付先	パーソナルサポート(生活困窮者支援)・児童養護施設・母子支援施設・児童自立支援施設・障害者支援施設・			
取扱量		2011 年	2012 年	2013 年
	取扱総量	0.96 トン	13.2 トン	10.0 トン
	うち被災地向け支援物資	0.96 トン	12.9 トン	9.1 トン
	うち正規品寄付量	0 トン	0.3 トン	0.9 トン
	他のフードバンクからの提供品量	0.1 トン	0.1 トン	1.0 トン

1.8 諸外国のフードバンク活動の推進のための施策について

近年、我が国において、未利用食品を福祉施設等で活用する民間のフードバンク活動の推進の必要性が増している。一方、米国では、フードバンク活動に対して予算や税制等により政策的な支援が行われている状況にある。

このような状況を踏まえ、今後の我が国における民間によるフードバンク活動の推進に資するため、6カ国におけるフードバンクを推進するための諸施策（予算、税制及び金融）の調査を行う。なお、調査対象国としては、取扱量が非常に多く、法制度も整備されている米国のほか、カナダ、オーストラリア、フランス、イギリス、韓国を取り上げる。

1.8.1 米国

(1) 概要

米国では、1967年にアリゾナ州でフードバンク活動が開始された。当時は食品ロスの削減を目的とし活動が開始されたが、現在は主に飢餓撲滅のために活動が行われている。米国のフードバンクは、政府や個人、フードバンクネットワーク等から、寄付金や食料を受け取っており、そのうちの食料を、地域の教会やNGO等の施設・団体へ供給している。また、フードバンクは、提供者の栄養バランスを考慮し、寄付が少ない肉や乳製品などの食品を独自で購入している。各フードバンクから食品を受け取った施設や団体は、食品の重さに応じた費用をフードバンクへ支払う。ただし、資金力のない施設等は、フードバンクから寄付金を受け、活動資金に充てている⁴。

米国で最も大きいフードバンクネットワークである Feeding America は、国内の製造業者、小売業者、農家、企業、財団法人、個人からの寄付を通して食料や寄付金を調達し、それらを全国のフードバンクに配布している団体である。Feeding America は、米国全土に203団体ものフードバンクとのネットワークを有し、結果的に約3,700万人もの人に食料を提供している⁵。また、米国では、フードバンクに対し、営利目的の食品倉庫事業者と同じレベルの衛生管理が求められ、FDA、USDA、地方保健局の監査を受けることとなっている⁶。

(2) 予算・行政機関による支援策

米国の農務省（USDA）は、毎年飢餓対策と健康的な食事の推進のための予算を確保している。フードバンクの運営や他の食料援助プログラムに対する2014年度の予算は75.61億ドル（約7,900億円）である⁷。そのうち、フードバンクに対する予算は、5,100万ドル（約

⁴ 「海外におけるフードバンク活動の実態及び歴史的・社会的背景等に関する調査」農林水産省

⁵ “Feeding America” <http://feedingamerica.org/>

⁶ 「山梨県内の生活困窮者の早期把握及び、行政等との協働による新たなセーフティネット構築に関する調査・研究事業」平成25年3月NPO法人フードバンク山梨

⁷ “Budget Summary and Annual Performance Plan FY2014” USDA
<http://www.obpa.usda.gov/budsum/FY14budsum.pdf>

53 億円)であり⁸、農務省は一部のフードバンクに対し、助成金等の資金援助を行っている。また、同省は農家及び食品製造業者から余剰農畜産物を買取り、フードバンクへ提供している⁹。例えば、政府は世界で最初に設立されたアリゾナ州の St.Mary's Food Bank Alliance に対し、年間でおおよそ 20 億円分に相当する食料を配布していると同時に、2 億円分の補助金も支給している¹⁰。

政府における、フードバンク運営以外の食料援助プログラムには、「女性、幼児、子どもに対する特別補助的栄養プログラム (Special Supplemental Nutrition Program for Women, Infants, and Children)」や「補助的栄養支援プログラム (Supplemental Nutrition Assistance Program、通称フードスタンプ)」等が存在する。例えば、「女性、幼児、子どもに対する特別補助的栄養プログラム」では、妊娠中、授乳中、産後の低所得女性、及び 5 歳までの栄養失調状態にある幼児や子どもに対し、食料支援を実施している。同様に、「補助的栄養支援プログラム」では、政府が認めた低所得者に対し、食料支援を実施している。一部フードバンクでは、本プログラムへの申請を受け付け、政府の申請手続きを代行している¹¹。

(3) 税制

米国には、フードバンクに対する寄付のみならず、公益非営利法人への寄付を助長するため、寄付金の損金算入を行うことができる税制優遇制度がある¹²。

「米内国歳入法 (Internal Revenue Code)」によると 501(c)(3)に区分される公益非営利団体 (Charitable Organization) は、団体自身が所得税免税を受けられ、それらの適合団体に対して寄付を行った個人や企業も、税金の控除を受けられる¹³。

また、米内国歳入法の「施し物等の寄付物品 (26 U.S. CODE § 170 - CHARITABLE, ETC., CONTRIBUTIONS AND GIFTS)」に係る項目では、食品を含む余剰品の寄付においての税額控除を規定しており、様々な形での寄付を奨励している¹⁴。この 170 条の(e)(3)(C)項「食品の寄付に対する特別規則 (Special rule for contributions of food inventory)」は、“C 企業 (C corporations) ¹⁵”以外の企業でも税金控除される特別緩和策である。例えば、企業は課税所得の 10%までの税金控除が可能であり、現物寄付の場合は、原価の 2 倍を上限に控除が可能である¹⁶。2005 年ハリケーン・カトリーナの際に制定後、何度か税負担軽減法によって延長されており、現時点では 2013 年 12 月 31 日までに寄付を行った分までとなって

⁸ 同上

⁹ 「海外におけるフードバンク活動の実態及び歴史的・社会的背景等に関する調査」農林水産省

¹⁰ “The US Food Bank Report” Food Bank Yamanashi 2012

¹¹ “What You Can Learn by Comparing the US and Japan” Second Harvest Asia HP

¹² 「海外におけるフードバンク活動の実態及び歴史的・社会的背景等に関する調査」農林水産省

¹³ 「Tax Information for Charitable Organizations」The Internal Revenue Service (IRS)

<http://www.irs.gov/Charities-&Non-Profits/Charitable-Organizations>

¹⁴ 「United States Tax Benefits」Food Donation Connection

<http://www.foodtodonate.com/Fdcmain/About.aspx>

¹⁵ “C 企業”とは、米国における一般的な株式会社の形態である。連邦税法の中の“Subchapter C”により税金がかけられるため、C-Corporation と呼ばれている。

¹⁶ 「食品リサイクル法に関連する現状と課題、見直しに向けた提言」セカンドハーベスト・ジャパン p26

いるが、2014年度の延長法案が2013年12月19日に議会に提出されたところである¹⁷。

(4) 関連する法律・政策

政府は、食品を寄付する企業や個人を対象に、“The Bill Emerson Good Samaritan Food Donation Act”を1996年に制定した。本法律では、フードバンク等に寄付を行った者に対し、寄付した食品等を起因とした事故等が発生しても、責任を追及しないことを定めている¹⁸。

ただし、故意の行為または人の死亡や重症等を引き起こす重大な過失である場合は本法の対象外となる¹⁹。

しかし、米国最大の食品小売業者であるウォールマート（全国1,224の直営店舗、1,929のスーパーマーケット、558のサムズ・クラブ²⁰を展開）では、寄付食品の人々への健康被害への懸念により、賞味期限切れの食品あるいは期限切れ間近の食品のローカル団体への寄付を2006年に取りやめると決定した²¹。しかし、同企業は、Feeding Americaや他のフードバンクには食品寄付を続けている²²。また、チャリティー団体等のローカル団体には食品提供の代わりに金銭的な寄付を行っている²³。

さらに、米国では、フードバンクで扱う食品は、賞味期限を切れても良いという共通ルールが存在する。本ルールに該当する食品は、菓子類、冷凍食品、缶詰、ソーダ等の食品に限る²⁴。例えば、サンフランシスコ・フードバンクにおいては、賞味期限を経過した後のシリアルは1年間、パスタは2年間保存ができる²⁵。しかし、寄付された食品の最低限の安全性を確保するため、米国では、下記の連邦法を順守した食品であることが前提である²⁶。

- ①「人の食品の生産、加工、包装または取扱における適正製造基準（The Current food Good Manufacturing Practices for the Manufacturing, Processing, and Packaging, or Handling Human Food）」食品医薬品局(FDA)：最低限の安全性と安全で健康的な食品を生産するために必要な方法、設備、施設および管理についての基準を規定
- ②「模範救援規則（Model Salvage Code）」(FDA and AFDO)
- ③「連邦食品・医薬品・化粧品法（Federal Food, Drug, and Cosmetic Act）」(FDA)
- ④「公正包装ラベル表示法（Fair Packaging and Labeling Act）」(FTC)

Feeding Americaの全米ネットワークにあるフードバンクでは、小売店、工場及びレス

¹⁷ S.1859 - Tax Extenders Act of 2013 <http://beta.congress.gov/bill/113th/senate-bill/1859>

¹⁸ "United States Legal Liability Issues" Food Donation Connection
<http://www.foodtodonate.com/Fdcmain/LegalLiabilities.aspx>

¹⁹ <http://www.justice.gov/olc/bressman.htm>

²⁰ サムズ・クラブとは、米ウォールマートが設立した会員制スーパーマーケット

²¹ <http://overlawyered.com/2006/01/wal-mart-ends-food-donations-to-charity/>

²² <http://mannafoodbank.org/donate-food/>、<http://wm8.walmart.com/Hunger>

²³ <http://foundation.walmart.com/our-focus/hunger/>

²⁴ "The US Food Bank Report" Food Bank Yamanashi 2012

²⁵ 同上

²⁶ 「Food Bank Donations」 Colorado farm to market

<http://cofarmtomarket.com/additional-information/food-bank-donations/>

トラン等が遵守する上記の連邦法を共通のガイドラインとして、遵守している²⁷。

また、各州政府でもガイドラインを制定しているところもあり、例えばコロラド州の公衆衛生・環境局は、「寄付食品の受入及び供給についてのガイドライン (GUIDELINES FOR ACCEPTING AND SERVING DONATED FOODS) ²⁸」として、寄付食品を受け入れる団体およびそれらを検査する機関のためのガイドラインを制定している。また、ミネソタ州では、保険局、農務局およびフードバンクを含む地域の食品供給団体との協力で「食事の提供、食品の配布をする団体及びフードバンクのための食品安全ガイドライン (Food Safety Guidelines for Onsite Feeding Locations, Food Shelves and Food Banks)」を策定している。

その他、各地のフードバンクネットワークでも独自のガイドラインの設置や、教育的な活動を行っている場合もある。例えば、インディアナの緊急食糧資源ネットワーク (Emergency Food Resource Network) では、地域にある大小の食糧供給団体のスタッフ等を対象にオンライン教育などを行い、それらの団体での安全な食料の保管及び配布を支援している。

1.8.2 カナダ

(1) 概要

カナダには、800 以上のフードバンクと、3000 以上の食品配布プログラムがあるが、その中心となって国内の 450 のフードバンクを束ねているのは、“Food Banks Canada”というフードバンクのネットワーク組織である。“Food Banks Canada”の主な活動は、10 州のフードバンク協会へ食品や資金の提供を行うことや、カナダにおける飢餓問題に関する調査を行うことである。10 州のフードバンク協会は、各州のフードバンクをさらに束ね、それらフードバンクの意見をまとめ国へ発信することや、州の食品収集イベントの運営等を実施している。そして、各州のフードバンクは、個人への食品の提供や、地元の食品収集キャンペーンの運営等を行っている²⁹。

“Food Banks Canada”では、フードバンクネットワークを強化し、各フードバンクを支援するためのサービスやプログラムがあり、各事業は、大手企業のサポートなどにより実施されている³⁰。

①Capacity Building Fund 強化資金援助

“Food Banks Canada”に加盟しているフードバンクの活動能力強化のため、施設や設備

²⁷

<http://feedingamerica.org/get-involved/corporate-opportunities/become-a-partner/become-a-product-partner/food-safety.aspx>

²⁸

<http://www.colorado.gov/cs/Satellite?blobcol=urldata&blobheadname1=Content-Disposition&blobheadname2=Content-Type&blobheadvalue1=inline%3B+filename%3D%22Donating+Foods++Guidelines+for+Accepting+and+Serving.pdf%22&blobheadvalue2=application%2Fpdf&blobkey=id&blobtable=MungoBlobs&blobwhere=1251807982265&ssbinary=true>

²⁹ Food Banks Canada ホームページ

³⁰ “Programs” Food Banks Canada <http://www.foodbankscanada.ca/About-Us/Programs.aspx>

の取得へ助成金を提供している。初年度には、各地におよぶ 10 のフードバンクに対し \$100,000 の資金分配の実績がある。この事業には、“Kraft Canada³¹”がスポンサーとなっている。

②National Food Sharing System 全国食料分配システム

食品および消費生活用品産業界からの大規模な寄付の獲得、また、全国レベルで広域的なフード・ドライブ（寄付食品を集める運動）の取りまとめを行い、全国のネットワークに属するフードバンクに分配している。2010 年の実績では、6 万キロに上る食料を配布した。

③Retail Food Program 小売食品プログラム

大手小売店からの寄付食品の集荷事業。加盟するフードバンクが、店舗にて余った安全で良質な食料品を入手できるように、合致するフードバンクに引き渡す。

④Rural Support Program 地方支援プログラム

都心部からはずれた立地条件により、食料および寄付金、または事例から学ぶ機会を得るのが困難な地方のフードバンクを支援するもの。主要な支援策は輸送のための助成であり、食料などの輸送に必要な費用の埋め合わせとして、還付金が支払われる。”Syngenta³²”と”Farm Credit Canada³³”が出資スポンサーとなっている。

⑤Safe Food Handling Program 食物取り扱いの安全性プログラム

全国のフードバンクで活動を行う職員およびボランティア人員が、寄付された食品などを安全に取り扱う上で適切な措置が出来るように、フードバンク、カナダ食品検査庁および農産食品業界が共同で、教育や情報を提供する。”Food Banks Canada”のサイトでは、このプログラムの一環として、無料で e-ラーニングなどを加盟メンバーに提供している。

(2) 予算・行政機関による支援策

カナダ政府は、毎年、食品安全性の強化のための予算を設けており、2012 年度は 2 年間に渡り、5,120 万カナダドルもの予算を投下する見込みであることを発表した³⁴。この予算の一部には、フードバンクを運営するボランティアの育成補助として使用される³⁵。また、カナダ政府は、”Food Banks Canada”に対し、2011 年 4 月から 2012 年 3 月まで 23 万カナダドルを交付した³⁶。

カナダでは現時点で特に行政機関によるフードバンクへの支援策は、予算配分以外にはとられていない。

³¹ Kraft Canada とは、米国に本社を置く大手食品・飲料会社のカナダ支部である。

³² Syngenta とは、スイスに本拠地を置き、種子や農薬を販売しているアグリビジネス企業である。

³³ Farm Credit Canada とは、カナダのアグリビジネス企業である。

³⁴ ”Budget 2012 Chapter 3.4: Supporting Families and Communities” Government of Canada

³⁵ ”Government of Canada Invests in Food Safety for Food Banks” 2010 Agriculture and Agri-Food Canada

³⁶ ”Audited Financial Statements 2012” Food Banks Canada

(3) 税制

カナダの所得税法（The Income Tax Act）には、法律に適合した団体や活動に寄付した場合の税金控除がある³⁷。2013 年、カナダ歳入庁（Canada Revenue Agency: CRA）は、個人による新規の寄付を奨励するため、今までの所得税控除に加えて、2013～2017 徴収年度に限定して実施される補足的な新規寄贈者特別控除（First-Time Donor's Super Credit）制度を導入した³⁸。

2013 年 7 月には、オンタリオ州で”Local Food Act, 2013”が法制化され、地域のフードバンク等に農産物の寄付をした農業経営者を対象に新しい税金控除を設けた。この法律により、農家は、フードバンクを含む地域の食糧計画活動に寄付した農産物の市場価格の 25%分について税金控除を受けられる。

しかし、カナダ政府としては、現時点にて、個人及び法人からの食品の寄付に対する税の優遇制度はない。Food Banks Canada では、政府に対し、米国のように食品提供に対する税の優遇措置を導入するための申立てを行っている。この申立ては、カナダの製造業者、輸入業者、分配者と小売業者がフードバンクに食品を提供した際に、寄付した分の金額に対し、税の優遇措置を設けるというものである。また、Food Banks Canada はこれらの措置をとることで、国内の食品寄付量が増加し、結果的に国内の食品廃棄物を減らすことができると主張している³⁹。

(4) 関連する法律・政策

カナダでは、寄付に関する法律は州が独自に制定しており、食品を寄付した提供者を保護する Good Samaritan Law が存在する州及び準州は 11 州ある。それらは、ブリテッシュコロンビア州、アルバータ州、マニトバ州、オンタリオ州、ケベック州、ニューブランズウィック州、サスカチュワン州、ノバスコシア州、プリンスエドワードアイランド州、ニューファンドランド州、ノースウエスト準州である⁴⁰。

また、カナダ保健省（Health Canada）は、全国レベルのガイドラインとして、「フードバンクにおける食品安全のためのモデルガイドライン（”Model Guideline for Food Safety in Food Banks”）」を規定している⁴¹。

³⁷ ”Legislation focused on charities” Charity Tax Tools

<http://charitytax.imaginecanada.ca/topics/other-requirements/requirements-other-legislation/legislation-focused-charities>

³⁸ ”First-Time Donor's Super Credit” <http://www.cra-arc.gc.ca/gncy/bdgt/2013/qa01-eng.html>

³⁹ ”Stimulating Canada's Charitable Sector: A Tax Incentive Plan for Charitable Food Donations” Food Banks Canada

⁴⁰ Food Banks Canada HP

<http://www.foodbankscanada.ca/Learn-About-Hunger/Links---Resources.aspx>

⁴¹ ”Model Guideline for Food Safety in Food Banks”

http://www.hc-sc.gc.ca/fn-an/legislation/guide-ld/food_bank-banque_alimentaire01-eng.php

1.8.3 オーストラリア

(1) 概要

オーストラリアでは、国内全国規模のフードバンクである Foodbank が、特定宗教とは無関係の非営利団体で、各州および準州に拠点をもち、寄付された食料の食料庫として、また、食料を供給するコミュニティグループとして活動している。Foodbank は、約 90 名の職員と 3,000 名のボランティアにより運営され、食品産業の余剰食料品と福祉事業を担う部門とのパイプ役となっている⁴²。Foodbank は、個人に対する直接的な救援を行うのではなく、オーストラリア全土の 2,500 ものコミュニティ組織および 600 の学校を支援している⁴³。各州の Foodbank は、農家、製造業者、小売業者によって寄付された食品をコミュニティ組織等へ配送しているが、クイーンズランド州のみは福祉施設や団体が Foodbank から食品を引き取っている⁴⁴。

オーストラリアには、Foodbank 以外にも、全国規模ではないが同様の活動を行っている食糧支援組織があり、余剰食品あるいは調理加工品の回収及び分配を実施している⁴⁵。

(2) 予算・行政機関による支援策

オーストラリア政府は、Foodbank が通常扱っていない、シリアル、牛乳、パスタ、パスタソース、缶詰製品、果実、野菜、肉などの食料を購入するための費用を Foodbank に提供している。2011 年に政府は、Foodbank に対し年間 100 万ドルの予算を配当することを決定した⁴⁶。

オーストラリアの Foodbank は、各州からも金銭的な援助等を受けている。例えば、ビクトリア州、サウスオーストラリア州、クイーンズランド州、ウェスタンオーストラリア州政府は、各州の Foodbank へ食料倉庫の建設援助を行った⁴⁷。また、多くの州政府は、年間の事業費の補助を出している。

また、Foodbank サウスオーストラリアは、南オーストラリア政府により、スタートアップのための初期投入資金、8 年間に亘る運営のための助成金、配送センターの購入のために 185 万ドルの助成金の支給を受けた⁴⁸。

(3) 税制

オーストラリアでも、米国やカナダと同様に、所得税法（”The Income Tax Law”）に記載された団体およびオーストラリア税務局（Australian Taxation Office: ATO）に承認され

⁴² Foodbank ホームページ <http://www.foodbank.org.au/about-us/what-is-foodbank/>

⁴³ Foodbank ホームページ <http://www.foodbank.org.au/need-help/community-organisations/>

⁴⁴ 「2 HJ の活動レポート トルコ、オーストラリア、グアテマラー世界のフードバンクをご紹介(1)」2011 セカンドハーベストジャパン

⁴⁵ Foodbank ホームページ <http://www.foodbank.org.au/about-us/contacts/links-resources/>

⁴⁶ Foodbank ホームページ

⁴⁷ ”End Hunger Report 2012” Foodbank New South Wales

⁴⁸ <http://www.foodbanksa.com.au/>

た団体へ寄付をした場合に、税金控除を受けられる⁴⁹。Foodbank も、承認を受けた団体の一つである。

この制度は、個人や企業から 2 ドル以上の寄付を行った場合、税金控除が受けられる仕組みとなっている⁵⁰。また、各 Foodbank のホームページでは、寄付をした企業名が公表されており、それが寄付へのインセンティブともなっている。なお、所得を上回る寄付に対しては、所得金額までしか控除できず、還付は受けられない。

(4) 関連する法律・政策

オーストラリアではほとんどの州で、“Good Samaritan Law”と同じように善意の行動の民事責任を保護する法律 (“Civil Liability Act”など) が首都特別地域、ビクトリア州、ニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州、南オーストラリア州、西オーストラリア州、タスマニア州および北部準州によって制定されているが、連邦法として統一した“Good Samaritan Law”は制定されていない⁵¹。

Foodbank は食品の取り扱いについて、食品業界の食品取扱安全規定、およびオーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)による「危害分析・重要管理点 (HACCP・ハセップ)」制度を遵守している⁵²。

1.8.4 フランス

(1) 概要

フランスにおける生活困窮者への食糧援助政策は、EU による PEAD(最貧困者援助欧州プログラム、Programme Européenne d'aide aux plus démunis)とフランス政府による PNAA (食糧支援国民プログラム、Programme national d'aide alimentaire) の二つから構成される。フランスでは、生活困窮者への食糧援助を担っているのはフードバンクのみならず、心のレストラン、フランス赤十字、フランス人民救済といった NPO も食糧援助活動に従事している。PEAD 及び PNAA を通じて供給される食糧品や資金は、フードバンクを含むこれらの 4 つの非営利団体に分配されてきたが、2012 年からはその他の NPO も政府の公募で選択されれば、分配の対象者となることができる。フードバンク以外の上記 NPO は貧困者への食糧援助だけではなく、住居 (ホームレス収容施設、入居支援)、就職支援、衣類など食品以外の生活物資の援助など幅広い支援活動を行っており、その点がフードバンクとは異なる。

以下は、フランスにおけるフードバンクの概要及び活動内容である。

フランスのフードバンクの歴史は 1984 年に始まる。貧困の増大に対し、複数の慈善団体

⁴⁹ Deductible gift recipients

<http://www.ato.gov.au/Non-profit/Gifts-and-fundraising/Deductible-gift-recipients/>

⁵⁰<http://www.foodbank.org.au/want-to-help/donate-funds/>

⁵¹ Australian Civil Liability Guide

http://www.carternell.com/media/2538425/australian_civil_liability_guide_8ed_secure.pdf

⁵² http://www.foodbankwa.org.au/about_us/faqs/

がアメリカのフードバンクをモデルとしてパリに創設した。その理念は「食料の無駄との戦い、分配、寄贈、無償、奉仕活動、奨励」であり、現在にも継承されている。今日フランスには 98 のフードバンク及び支部があり、これらはフランスフードバンク連盟に統合されている。フランスのフードバンクは全国的なネットワークを展開しており、そのネットワークは一部の海外県にも及んでいる。フランスフードバンク連盟は EU、仏政府、欧州・国規模の寄付者（大企業）、欧州・国規模の慈善団体と交渉・連絡を取るための窓口の役割を果たすほか、フードバンクネットワークの発展、フードバンク間の食品のやり取りの調整、各フードバンクへのノウハウの普及（食糧の供給方法、配布方法、運営方法、人事面について運営方式を規定する憲章あり）などを行っている。

フランスのフードバンクは様々な機関からの寄付によってなりたっている。寄付される食糧の種類は以下のように提供者によって異なる。

- ・ 食糧生産者：青果、牛乳等
- ・ 食品加工業者：乾物、冷凍食品、冷蔵食品、缶詰等
- ・ 流通業者（大規模スーパー）：賞味期限前の売れ残り商品⁵³
- ・ EU (PEAD)：穀物、乳製品
- ・ フランス政府 (PNAA)：肉、魚、青果
- ・ 一般市民：日持ちする食品など⁵⁴

1) PEAD

ヨーロッパでは、1987 年に EC（当時）によって、フードロスの減少と貧困者支援のため、域内余剰農産物を貧困者に無料配布するためのプログラムである PEAD が設立された。参加国は 19 カ国。予算は設立当時は 1 億ユーロだったが、現在は 5 億ユーロ⁵⁵で、設立当初から 2013 年までは EU 予算（ほとんどが共通農業政策 CAP 予算）から拠出されていたが、2014 年 1 月 1 日から PEAD は FEAD（欧州貧困援助基金、Fond Européenne D'aide aux Plus Démunis）に刷新されたため、2014 年以降は EU の同基金から拠出されている。

当初の PEAD は、EU が CAP 政策の一環として、農産物の価格安定のために域内の余剰農産物（一次産品）を買い入れてストックしていたもの（介入買入在庫⁵⁶）を加盟国の生活困窮者に無料で配布したものである。その在庫を域内食品加工企業が入札により加工して食品にしたものを、加盟国内の希望する慈善団体が無償で受けとることができるシステムである⁵⁷。しかし、その需要に比べ、CAP 政策の変更や近年の貧困者の増加、食料品の価格上

⁵³ 消費期限の 1 日前でも寄付は可能。ただし、慈善団体が消費期限日に受け取らない場合は廃棄処分となる。通常は期限の 2～4 日前のことが多い（パリ・フードバンクのピエール・パクルー氏に 2014 年 2 月 25 日に電話で確認）

⁵⁴ 同上

⁵⁵ http://ec.europa.eu/agriculture/markets/freefood/graphs/budget_en.pdf

⁵⁶ EU には欧州共通農業政策（フランスでは PAC、英語では CAP）と呼ばれる EU 加盟国共通の農業政策がある。その一環として、EU の農産物の価格安定のために加盟国が一次産品を買い入れることがある。これを介入買入在庫という。参照 OECD <http://stats.oecd.org/glossary/detail.asp?ID=1412>、閲覧日 2014/02/11。

⁵⁷ パリ・イルドフランス・フードバンク <http://www.bapif.fr/public/page25.php>、閲覧日 2014/02/4

昇などによって介入買入在庫が十分でなくなったため、1995 年からは、在庫農産物が足りない場合には、PAC 予算（EU が PAC（欧州共通農業政策）に拠出している予算）の枠内で市場から直接食料品を購入することも認可された⁵⁸。

PEAD を通じたフードロス削減が実現するに従い、介入買入在庫ではなく食糧購入による食糧援助が増大し、それに伴い、EU 加盟国内で PEAD の管轄問題が生じた。フードロス削減は農業部門の管轄であるが、それを貧困者に配布する慈善事業は社会福祉部門にあたり、農業は超国家的事業として EU の管轄に入るが、社会福祉は各加盟国の管轄であるためである。こうした背景により、2000 年代後半からドイツをはじめとする一部の加盟国が、PEAD を農業政策である CAP の予算から出すことに異議を唱え、PEAD 継続に反対を表明し始めた。2011 年にドイツとスウェーデンの訴えを欧州裁判所が認め、CAP 予算が外されて 2012 年度の PEAD 予算は一時 1 億 1350 万ユーロに激減することが危ぶまれたが、その後、仏独間の合意で 2012～2013 年に関しては従来の 5 億ユーロを維持することが決められた。また、2013 年末をもつての PEAD 終了が予定されていたが、欧州の経済危機による貧困者の増加、一次産品価格高騰による食品価格上昇などのため、PEAD 継続を求める PEAD 参加国や慈善団体などの声が高まったため、2013 年 11 月、欧州議会でインフォーマルな形で締結された FEAD（欧州貧困援助基金、Fond européenne d'aide aux plus démunis）協定によって、2014 年以降も PEAD の活動が FEAD として継続されることが決まった⁵⁹。欧州議会福祉委員会は 2014～2020 年の 7 年間の FEAD 予算を 35 億ユーロとすることに決めたため、食糧援助予算は従来通りの年 5 億ユーロを維持できる見込みである。予算は EU が 85%（経済危機の影響の強い国では 95%）負担する⁶⁰。

PEAD は 2013 年をもって終了し、2014 年 1 月 1 日から FEAD（欧州貧困援助基金、Fond européenne d'aide aux plus démunis）に刷新された。FEAD の対象は全加盟国 28 カ国に拡大される予定である。具体的には、これまでの PEAD からの予算は運用食料物資支援にしか用いることができなかったが、FEAD では貧困者の社会参入に対する措置に対しても適用されるようになる。

尚、PEAD はこれまで、ヨーロッパ域内の 240 のフードバンクに資金を提供しており、この仕組みを通じて貧困状態にある 1800 万人以上のヨーロッパ市民の食料が賄われてきた実績をもつ⁶¹。

2) PNAA

PEAD 加盟国であるフランスは、PEAD から供給される食糧品をフランス赤十字、心のレストラン、フードバンク、フランス人民救済などの非営利団体を通じて貧困者への食糧援助を行っている⁶²。また、フランスでは、食糧援助計画（PNAA=Plan National d 計画（心のレストラン、フードバンク）というフランス政府による独自の食糧援助政策も展開されて

⁵⁸ EU : http://ec.europa.eu/agriculture/most-deprived-persons/index_fr.htm、閲覧日 2014/02/10

⁵⁹ 欧州議会

<http://www.europarl.europa.eu/news/fr/news-room/content/20131128IPR28203/html/Accord-sur-e-Fonds-européen-d'aide-aux-plus-démunis>、閲覧日 2014/02/07

⁶⁰

<http://www.europarl.europa.eu/news/fr/news-room/content/20131128IPR28203/html/Accord-sur-le-Fonds-européen-d'aide-aux-plus-démunis>

⁶¹ 欧州評議会 http://ec.europa.eu/agriculture/most-deprived-persons/index_fr.htm

⁶² 仏農業省 <http://alimentation.gouv.fr/l-aide-alimentaire>

いる。PNAA は PEAD では供給されない食糧品の補完と食糧援助の多様化・改善を目指して 2004 年に開始された⁶³。2012 年度の予算は 844 万 8000 ユーロである⁶⁴。PNAA は、農業水産省食糧総局（Direction Générale de l’Alimentation）および福祉保健省社会団結総局（Direction Générale de la Cohésion Sociale）に委任された農業省関連組織であるフランスアグリメール（FranceAgriMer、2009 年設立）によって管理されている。PEAD の恩恵を受ける慈善団体が各自必要とする食糧品の種類の要望を提出し、それに応じて、フランスアグリメールがインターネットによる公共入札によって生産者組合や食品業界から食糧を調達し、各県の保管所に納品されてから県内の各慈善団体に配布されるまで管理する。PNAA を通じて供給される食糧は、主として肉や魚などのタンパク源及び青果である⁶⁵。

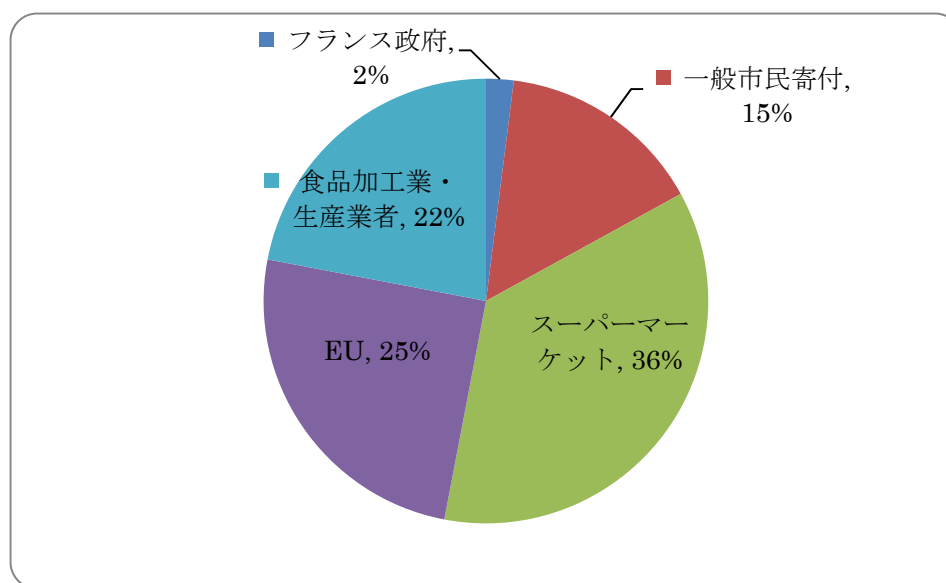


図 1.8-1 フランスフードバンク食料調達源内訳
(出所) FFBA より作成、FEBA、<http://www.eurofoodbank.org>

フランスのフードバンクは EU の PEAD からの支援のみならず、国内の小売業者や生産業者からの寄付や一般市民からの寄付も活発に行われている。

フードバンクの活動を支援する企業は、連帯企業クラブ（Club des Entreprises Solidaires）に加盟することで、フードバンクに継続的な財政、人的、物的支援を行っている。加盟企業は、ボロレ・ロジスティックス（輸送・保管）、Cargill（ロジスティック、支援金、全国寄付の日の人員派遣）、スーパーのカジノグループ（食品提供）、クレディ・アグリコール銀行（研修、組織近代化支援）、仏ガス供給網会社 GRDF（輸送、保管、食事支援）など 2012 年度で 13 社⁶⁶。この連帯企業クラブのほかに、IT 機器やシステムの提供、冷凍・

⁶³ フランス農水省（当時）・フランス住居生活省『PNAA』
<http://www.bapif.fr/documents/plaquettepnaa.pdf>、閲覧日 2014/02/11。

⁶⁴ <http://www.franceagrimer.fr/Aides/Programmes-sociaux/Plan-national-d-aide-alimentaire-PNAA> 閲覧日 2014/02/17

⁶⁵ フランス農業・食品加工・林業省（以下仏農業省）、
<http://draaf.aquitaine.agriculture.gouv.fr/Les-programmes-d-aide-alimentaire>、2014/02/11

⁶⁶ <http://www.banquealimentaire.org/liste-entreprises-solidaires>

冷蔵機器の提供、広告スペース提供など単発的な（1 年間）支援を行う「メセナ企業」（8 社）⁶⁷もある。これらの団体は、フードバンクを無償で支援しており、これらのサポート活動は CSR 活動の一環として位置付けられている。

また、EU の PEAD と政府の PNAA を通じて行われる食料品寄付を補う役割を果たすのが、スーパーマーケット及び食品加工業者、農業生産者からの食料品寄付である。フードバンクのボランティアは毎朝スーパーマーケットの売れ残りで且つ賞味可能な食品を回収しに回っている。フードバンクとスーパーマーケットとの間で締結された協定によって、バランスのよい食事のために必要な生鮮食品（青果等）の回収が可能となっている。現時点では、8 社のスーパーマーケットが加盟してこの寄付活動に参加している（2012 年で 32,000 トン）。一方、食品加工業者からは包装やラベルの欠陥商品や在庫がフードバンクに寄付される。今日 15 社がフードバンクのパートナーとして自社商品の寄付に貢献している（2012 年で 11,500 トン）。さらに、生産者からも生鮮食品の寄付がある（2012 年で 6,300 トン）

特筆すべきフードバンクの活動は、毎年 11 月最後の週末に行われる国民寄付（Collecte Nationale）である。国民寄付は、全国約 120,000 人のボランティアがスーパーマーケット 7,000 以上の店舗に集結して行われる。集まった商品はそれらの集められた県内で再分配され、支援を必要とする地元の人々が寄付の恩恵を被るようになっている。例えば 2013 年には、国民寄付によって 2,500 万食に相当する食料品が集められた。その背景には、この活動を支援する様々な市民団体、連帯企業クラブ、大型小売業界（スーパー）メセナ企業、メディアなどからの支持が拡大したことがある⁶⁸。



図 1.8-2 スーパーセンターにおける国民寄付の様子（1）

⁶⁷ <http://www.banquealimentaire.org/articles/les-mecenes-2013-002159>

⁶⁸ <http://www.banquealimentaire.org/articles/la-collecte-nationale-002187> 閲覧日 2014/02/04



図 1.8-3 スーパーセンターにおける国民寄付の様子（２）

（出所）：<http://www.banquealimentaire.org/articles/la-collecte-nationale-002187>

各フードバンクは、回収した食糧品を協定している諸団体へ日常的に配分している。たとえば、BAPIF（パリ・イルドフランスフードバンク）は週に一度ないしは二週に一度、250 団体へ食糧を供給している。また、月曜から金曜まで毎日 25 から 30 の団体が食糧を受け取るために BAPIF へ来訪し、生活困窮者が待っている地区や団体へと食糧配給している⁶⁹。こうした食糧配給活動は休暇中にも実施されている。保存食や常温で輸送可能な食糧品は、受け取り数日前にインターネットを通じて団体から BAPIF へ希望食品明細書が届けられることになっているので、BAPIF は対象食品を前日から用意している。一方、生鮮食品や保存のきかない食糧品に関しては、フードバンクに食糧を受け取りに来る各団体がその場で選ぶことになっている⁷⁰。

実績としては、2012 年度はフランスのフードバンクは全国で 10 万トン、食事量にして 2 億食、金額にして 3 億 1800 万ユーロ相当の食糧を集めた⁷¹。また、フードバンクの支援を受けた人数は 82 万人にものぼる⁷²。

ヨーロッパでは、フランスに続いてベルギー・ブリュッセルでもフードバンクが創設されたことによって、1986 年に FEBA（欧州フードバンク連盟、European Federation of Food Bank）が設立された。その後、FEBA はヨーロッパ周辺国におけるフードバンク発展を支援してきた。スペイン、イタリア、アイルランド、ポルトガル（1988-1992 年）、ポーランド、ギリシア、ルクセンブルク（1994-2001 年）、ドイツ、ハンガリー、チェコ、スロヴァキア、イギリス、リトアニア、セルビア（2010-2011 年）、そしてオランダ、スイス、エストニア、デンマーク（2013 年）へとそのネットワークは広がり、今日ではヨーロッパ域内に 253 のフードバンクが存在しており、それらはすべて FEBA に統合されている⁷³。

⁶⁹ BAPIF、<http://www.bapif.fr/public/page13.php>、閲覧日 2014/02/11。

⁷⁰ 同上。

⁷¹ <http://www.banquealimentaire.org/articles/nos-resultats-et-comptes-2012-0072>

⁷² BAPIF、<http://www.bapif.fr/public/page14.php>、閲覧日 2014/02/11。

⁷³ FEBA、<http://www.eurofoodbank.org> 閲覧日 2014/02/08

(2) 予算・行政機関による支援策

上述の通り、フランスにおけるフードバンクは、EU とフランス政府から予算を受け取っている。

2013 年までは、EU からは PAC 予算の中から年間 5 億ユーロが PEAD のために確保されていた。2014 年 1 月 1 日に始動した FEAD は、PAC から切り離されてそれ単独で予算枠を確保するようになった。2014-2020 年間、FEAD にはそれまでの 2007-2013 年間の PEAD と同水準である 35 億ユーロ（年間 5 億ユーロ）の予算が割り当てられる⁷⁴。PEAD を CAP の予算から出すことを違法とする欧州裁判所の 2011 年の判決により、2012 年の予算は一時 1 億 1350 万ユーロに激減する予定だったが、その後、仏独間の合意によって 2012-2013 年の予算が 5 億ユーロに復旧され、FEAD に継続されるという経緯があった（2012-2013 の間の 5 億ユーロの予算は、暫定的に CAP から拠出した）。

一方フランス政府から PNAA に対しては年間 700 万～1000 万ユーロの予算が割り当てられている⁷⁵。例えば 2012 年の PNAA 予算枠は 844 万 8000 ユーロで、この予算で購入された食糧品がフードバンクを含む国内の非営利団体へ分配された⁷⁶。

(3) 税制

フランスの会計監査院（Cours des comptes）の 2009 年の食糧援助に関する報告書⁷⁷によると、食糧援助の半分は民間（企業、個人）からのもので総額で年 3 億 2800 万ユーロに上るといふ。うち、現物寄付が 2 億 2800 万ユーロ相当（フードバンクの国民寄付の日も含む）、金銭寄付が 1 億ユーロ（フードバンクは原則として現金の寄付を受け付けていないが⁷⁸、「心のレストラン」は 2008 年度で食糧部門で 5800 万ユーロの現金寄付を集めた）。うち企業の金銭寄付は、算出するのは困難としながらも、1 千万ユーロと会計監査院は見積もっている（ただし、これには車両、冷蔵設備の購入も含まれる）。

たとえば、大手流通カジノグループは仏フードバンク連盟に 2013～2015 年で 3000 食分（国民寄付日も含めて）、赤十字に 3 年間で食品 22 トンほか、さまざまな慈善団体に現物寄付を行っている。ボロレ・ロジスティックスは社内に「メセナ委員会」を設置して慈善寄付活動をおこなっており、小売業カルフルは慈善事業のためにカルフル基金を 2000 年に設立し、2012 年の国民寄付の日は 8400 万食分を寄付、トラック 13 台、荷役リフト 4 台、冷蔵室 7 つなどをベルギー、スペイン、フランスのフードバンク連盟に寄付⁷⁹（2012 年）

⁷⁴ 同上

⁷⁵ 仏農業省 <http://draaf.aquitaine.agriculture.gouv.fr/Les-programmes-d-aide-alimentaire>、閲覧日 2014/02/10。

⁷⁶ フランスアグリメール、

<http://www.franceagrimer.fr/filiere-fruit-et-legumes/Aides/Programmes-sociaux/Plan-national-d-aide-alimentaire-PNAA>、閲覧日 2014/02/11。

⁷⁷ <http://www.assemblee-nationale.fr/commissions/cfin-enquete-CC-aide-alimentaire.pdf>

⁷⁸ 原則としてフードバンクは金銭寄付を受け付けていないが、実際には車両等の設備機器の購入費、スタッフ研修費等の名目で企業からの現金寄付を受けている（2012 年度で全収入の 7.6%=200 万€）。

⁷⁹

<http://www.fondation-carrefour.org/fr/content/collectes-pour-les-banques-alimentaires-de-belgique-espagne-et-france>

している。

フランスでは、非営利団体に寄付を行う場合、税控除を受けることが出来る。従って、フードバンクに対する寄付も税控除申請対象となる。個人寄付については 2010 年の時点で 510 ユーロを上限として寄付総額の 75%相当の税控除を受けることが出来る。この上限を超えた場合、課税所得の 20%を年間限度として寄付総額の 66%相当の税控除を受けられる。さらにこの上限を超えた寄付を行った場合には、5 年後までを上限として繰り越して申請することが認められる⁸⁰。

寄付を行った社団法人は売り上げの 0.5%を上限として、寄付の 60%相当額の税控除を受けることができる⁸¹（租税法典第 238 条 bis。現物寄付の場合は金額に換算⁸²）。さらに特筆すべきこととして、社団法人による寄付はなるべく仏農業省が設置する寄付市場（Bourse aux dons）を通じて行うことが推奨されている。仏農業省によれば、多くの企業は、寄付への協力に意欲を示すものの、時間や仲介業者がないために実現できないでいる。一方で、慈善団体や市町村慈善活動センター（CCAS, Centres communaux d'action sociales）などの非営利団体は食料品や設備機器等の寄付を必要としているが、やはり十分な量を調達するための時間と仲介業者がない。そこで両者の架け橋として農業省により 2011 年 12 月に考案されたのがこの寄付市場制度である。本制度は、食品関連企業のフードロス削減に貢献すると同時に、各社団法人の食品援助活動における食料品の量と質を向上させることを目的としている。対象となる寄付は食料品、物資（必要機材）、運送、技術提供（mécénat de compétence）の 4 項目であり、企業に限らずあらゆる社団法人が申し込むことが出来る。具体的には、ウェブサイト（<http://www.bourse-aux-dons.fr>）上に慈善団体や CCAS が必要とするものを申請し、企業などは寄付したい物資を申請する。両者の需要・供給がマッチすれば、その両当事者間で直接に寄付物資のやり取りを行う。この制度は寄付者企業と食糧援助団体の連携をより活発にするための有効な手段として位置づけられている⁸³。寄付奨励金制度は寄付者企業と食糧援助団体の連携をより活発にするための有効な手段として位置づけられている⁸⁴。

(4) 関連する法律・政策

政府は 2010 年 7 月 27 日付農業漁業近代化法で田園漁業法典を改正（L230-6 条⁸⁵）し、

⁸⁰ フランスアグリメール、

<http://www.franceagrimer.fr/filiere-fruit-et-legumes/Aides/Programmes-sociaux/Plan-national-d-aide-alimentaire-PNAA>、閲覧日 2014/02/11。

⁸¹ ナンシー地方フードバンク

<http://www.ba54.banquealimentaire.org/articles/financer-notre-action-0024>、閲覧日 2014/02/11。

⁸² パリフードバンク <http://www.bapif.fr/documents/plaquettepnaa.pdf>

⁸³ 仏農業省 <http://alimentation.gouv.fr/professionnels-lutte-gaspillage-alimentaire>

⁸⁴ 仏農業省 <http://alimentation.gouv.fr/professionnels-lutte-gaspillage-alimentaire>

⁸⁵

http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?jsessionid=50A8F98887A670FFC9509CC8F871FA91.tpdjo07v_1?cidTexte=LEGITEXT000006071367&idArticle=LEGIARTI000022523158&dateTexte=&c

国から認可を受けた民間・公的団体が生活困窮者への食糧援助活動を行なうことができること、EU や国からの援助食糧を保管したり、過剰に生産された農産物を購入したりして困窮者に配布できるとした。そうした団体は全国に十分な配布網を持ち、トレーサビリティや衛生管理、受益者の個人情報保護ができるという条件を満たすことを規定している。また、農業漁業近代化法を受けた 2012 年 1 月 19 日付の食糧援助関連デクレ（政令）によって、田園漁業法典を改正し（D230-19 条⁸⁶）、国から認可を受けた民間・公的団体が EU 規則(CE) n° 104/2000 が定めるとことの食品回収（retrait＝市場価格が低すぎると産物を市場から引き上げ、その補償金は EU が払う）の恩恵を被ることができることを規定した。さらに同法を受けた 2011 年 6 月 16 日付デクレ（n°2011-679）では、福祉家庭法典を改正して（R115-1 条⁸⁷）、貧困・社会疎外を撲滅する措置の一つとして食糧援助活動を追加した。

つまり、政府はこれらの法律・デクレによって、それまで EU の農業政策の一環として行っていた生活困窮者への食糧援助を国内農業政策を巻き込んだ福祉政策として公式に位置づけたわけである。それとともに、伝統的に PEAD、PNAA を享受してきたフードバンク、心のレストラン、フランス赤十字、フランス人民救済の 4 団体のほかにも、国の定める条件を満たした国の認可する民間・公的団体も PEAD・PNAA の恩恵を受けるために上記 2 つのデクレの適用を定めた 2012 年 8 月 8 日付のアレテ（省令）の発布によって公募できるようにした。

PNAA の他にフランス政府が実施している食糧支援関連政策としては、2003 年から現在まで継続して実施されている PAI（食育・社会復帰プログラム、Programme Alimentation et Insertion）を挙げることが出来る。PAI の目的は生活困窮者に対してバランスのとれた食事を取ることを啓蒙し、社会から疎外されがちな生活困窮者の社会復帰を促すことにある⁸⁸。このプログラムは、全国食品産業協会、乳製品業界団体、ネスレ財団と農業省などが協力して発足したもので、食糧援助を受けている人たちにバランスの取れた食事を奨励し、社会とのつながりを作るように促すのが目的。具体的には、「みんなで食べよう」「乳製品は 1 日に 3 つ」「毎日野菜と果物を食べよう」といったポスターの掲示・配布、安い食材を使った簡単なレシピを掲載したカレンダーを配布している。2003 年以来、現在までにカレンダー 250 万枚、ポスター 19 万 2000 枚を 6000 の食糧援助慈善団体に配布した（2013 年だけではカレンダー 40 万枚、ポスター 35000 枚）。また、各団体はバーベキューパーティーなど

categorieLien=cid

⁸⁶

http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?sessionId=50A8F98887A670FFC9509CC8F871FA91.tpdjo07v_1?cidTexte=LEGITEXT000006071367&idArticle=LEGIARTI000025190851&dateTexte=20140219&categorieLien=cid#LEGIARTI000025190851

⁸⁷

http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?sessionId=50A8F98887A670FFC9509CC8F871FA91.tpdjo07v_1?cidTexte=LEGITEXT000006074069&idArticle=LEGIARTI000024214176&dateTexte=20140219&categorieLien=cid#LEGIARTI000024214176

⁸⁸仏農業省 <http://alimentation.gouv.fr/professionnels-lutte-gaspillage-alimentaire>

受給者の交流を図る催し物を行っている⁸⁹。

一方、フードロス削減関連政策は、近年注目に値する動きがみられる。

欧州評議会の研究によれば、ヨーロッパのフードロスは年間 8900 トン、一人当たりにして 179kg にも及ぶ⁹⁰。2020 年には 40%増加して 1 億 2600 万トンのフードロスが見込まれている。しかし、その一方で 7900 万人の欧州市民が貧困状態にあり、1600 万人が慈善事業による食糧援助を享受している。この状況を打開するため、2012 年 EU は 2025 年までのフードロス 50%削減と貧困者への食糧アクセス状況改善を緊急課題として掲げた⁹¹。

こうした EU の方針を受け、フランスでは 2012 年 12 月ギャロ農産物加工業担当相によりフードロス撲滅政策が打ち出された。さらに翌 2013 年 6 月には、「フードロス撲滅国民協約 (Pacte national de la lutte contre gaspillage alimentaire)」が発表され、「食べるのはいいこと、捨てるのはまずい! (Manger, c'est bien, jeter, ça craint!)」という標語のもとに「アンチ無駄 anti gaspi」キャンペーンが展開されている (写真 3 参照)。「フードロス撲滅国民協約」は、フードロス撲滅の必要性を①社会の様々な過剰消費に対する具体的な対策措置、②資源節約とゴミ (廃棄物) の減少を通じた環境保護、③購買力回復、という三つの観点からその必要性を訴えている⁹²。「アンチ無駄」キャンペーンを通じて、フランス政府は 2025 年までのフランス国内のフードロス半減を目標としている。「フードロス撲滅国民協約」には、以下 11 の対策綱領がまとめられている。

1. フードロス撲滅運動に協賛・支援を表明するシンボルマークの制定 (図 1.8-4)
2. 「フードロス撲滅国民デー」⁹³と「アンチ無駄賞」の設置
3. 農業高校とホテル経営学校における教育活動
4. 集団レストラン (学校給食、職員食堂など) の公共入札におけるフードロス撲滅に関する条項
5. 食糧寄付に関する所有権と責任に関する法規制に関するよりよい知識
6. ゴミ (廃棄物) 削減に関連した諸計画の中でのフードロス撲滅
7. 企業の社会的責任におけるフードロス撲滅の対策措置
8. 賞味期限記載を “DLUO” (Date limite d'utilisation optimale) から “à consommer de préférence avant” への変更⁹⁴

⁸⁹ 農業省 <http://alimentation.gouv.fr/programme-alimentation-insertion-dix-ans>

⁹⁰ <http://alimentation.gouv.fr/reduire-de-moitie-le-gaspillage>

⁹¹ 特に 2014 年はフードロス撲滅欧州年と設定された。

欧州議会

<http://www.europarl.europa.eu/news/fr/news-room/content/20120118IPR35648/html/Il-est-urgent-de-reduire-de-moitie-le-gaspillage-alimentaire-dans-l'UE>、閲覧日 2014/02/10

⁹² 仏農業省『フードロス撲滅国民協約』(2013 年 6 月 14 日)、

http://alimentation.gouv.fr/IMG/pdf/250913-Pacte-gaspillageAlim_cle4da639.pdf

⁹³ 「フードロス撲滅国民デー」は国連食糧農業機関 (FAO) によって制定されている「世界食糧デー」に合わせて、毎年 10 月 16 日に制定される。出所同上。

⁹⁴ DLUO (最適使用期限) も “à consommer de préférence avant” (～までに消費するのが好ましい) もいずれも冷蔵保存が必要でない食品の「賞味期限」の意味であるが、前者の「期限」という言葉のために、

9. フードロス撲滅メッセージのキャンペーン展開
10. フードロス特設ホームページのリニューアル
11. インターネットプラットフォーム「EQO Sphere」を通じた一般市民による食料寄付の1年間の試験的实施⁹⁵



図 1.8-5 アンチ無駄キャンペーンのポスターの一例

(出所)仏農業省 <http://alimentation.gouv.fr/manger-c'est-bien-jeter-ca-craint>)

写真3はアンチ無駄キャンペーンのポスターの一つである。ポスター上部には「卵を一つ捨てる人、それは牛を一頭捨てる人」、ポスター右下には「食べるのはいいこと、捨てるのはまずい！」とある。尚、アンチ無駄キャンペーンのポスターは全部で9種類デザインされている。

その日付以降は食べてはいけないと消費者が誤解しやすいので、後者の表現のほうが望ましいと政府は考えた。つまり、食糧品に通常表記されている「賞味期限」は「消費期限」ではなく、味が落ちるだけで消費可能な場合が多い。参照：欧州議会『無駄回避と節約のために食糧品表記に関する「賞味期限」と「消費期限」記載を理解する』http://ec.europa.eu/food/food/sustainability/docs/best_before_fr.pdf、閲覧日2014/02/11。

⁹⁵ 仏農業省仏農業省『フードロス撲滅国民協約』2013年6月14日、仏農業省『フードロス撲滅国民協約』（2013年6月14日）、15頁。このサイトは物（非食品＋食品）の無駄をなくすために製造・流通業や公的機関が慈善団体などに直接寄付するためのプラットフォーム。これを一般市民による食品寄付にも利用する試験的措置を1年間実施するということ。



図 1.8-6 アンチ無駄キャンペーンシンボルマーク
(出所) 仏農業省『フードロス撲滅国民協約』

http://alimentation.gouv.fr/IMG/pdf/250913-Pacte-gapillageAlim_cle4da639.pdf

生産者から食品加工、輸送、流通業者から消費者（消費者団体）まで、この協約に基づく各自の具体的行動計画を提出し、協約推進委員会が基本的に毎年、評価をする。⁹⁶

慈善団体への食糧援助を容易にするための手引き（ローヌ＝アルプ地域圏の例）

ローヌ＝アルプ地域圏（数県をまとめる行政単位）の地域圏食品農業森林局（DRAAF）は農業生産者、食品産業、集団給食施設（学校給食・社員食堂など）を対象とした 3 種類の手引書を作成し、2013 年 10 月インターネット上で公開した。①生産者や農業協同組合に対しては、価格が下落して廃棄処分にする農産品を無駄にせずに慈善団体に寄付するノウハウを紹介。②農産品加工・食品産業に対しては、食品廃棄を少なくして慈善団体に寄付するよう奨励し、それに伴う税制優遇措置などを紹介、③ストライキなどのために急に給食が大量に余った際などに慈善団体に寄付するというパートナー関係を結ぶよう奨励。

食品安全面に関しては、フランスには米国のような Bill Emerson Good Samaritan Food Donation Act は設けていない。それは、ボランティア慈善活動だからといって、規則を緩めて受益者に健康上の問題が起きてはいけなくと仏政府が考えているからである。企業と同様、慈善団体も EU や国内の食品衛生規則が適用され、定期的に農業省食糧総局（DGAL）の食品品質安全管理科（service vétérinaire）の検査が入る。諸団体の食品衛生を向上させるために、DGAL の食品衛生の専門家のアドバイスに基づき、PEAD 参加 4 団体が共同して「衛生管理実践ガイド（Guide de bonnes pratiques hygiène）」が作成され、仏食品衛生安全局（AFSSA）に 2011 年 8 月に認可された。場所の衛生状態を保つ、貯蔵方法、コー

⁹⁶ http://alimentation.gouv.fr/IMG/pdf/250913-Pacte-gapillageAlim_cle4da639.pdf

ルドチェーン、運搬方法など具体的なノウハウが記載されており、団体がこのガイド通りに実行すれば基本的に問題は起こらない⁹⁷。また、トレーサビリティに関しても、一定の規則が義務付けられている。

さらに、政府が直接取り組んでいるのではないが、民間市民団体の主導で政府が支援しているいくつかの活動がある。

①「Panier de la mer（海産物かご）」⁹⁸

2003 年設立の市民団体。価格が低すぎるために廃棄処分にされる魚を鮮魚市場で引き取り、切り身にして冷凍し、慈善団体に贈与する。大西洋岸に拠点が 5 ヶ所ある。この事業はフードロス対策になるとともに、政府が支援する（社会保障保険料を政府が負担するなど）社会復帰雇用制度を利用した雇用対策にもなっている。

②連帯食品店（épicerie solidaire）／福祉食品店（épicerie sociale）⁹⁹

生活困窮者に対して食品を中心とする生活必需品を通常の市価の 20%程度で販売するスーパーマーケット方式の店舗。1996 年に仏中央部ヌヴェール市で市の支援する店ができたのが最初で、2000 年には全国のそうした店を運営する市民団体をまとめる全国連帯食品店振興協会（Association Nationale de Développement des Epiceries Solidaires=ANDES）ができた。原則として、連帯食品店は民間団体の運営するもの（ANDES 加盟店の 67%）、福祉食品店は市町村慈善活動センター（CCAS,）など公的団体が運営するもの（同 33%）である。ANDES は 2013 年に食糧援助団体として国に認可され、PEAD、PNAA や公的援助を受けることができるようになった。2012 年時点で、加盟店は 250、利用者は 16 万世帯（43 万 6597 人）。安くても価格を設定しているのは、利用者の尊厳を守るためである。料理教室、美容教室、親子教室などの交流の場も設け、利用者の交流と社会復帰を応援する役割も担う。利用者は所得や家庭の事情などによりソーシャルワーカーや慈善団体などから紹介された人で、原則として 3 ヶ月（更新可能）の短期間利用できる。ANDES 加盟店全体の収入は 2009 年で 350 万ユーロで、うち国、地方自治体などの公共機関からの補助金が 85%（うち国と福祉担当省が 81%、地方自治体が 19%）、民間の企業（食品・流通業界）、財団などからが 5%（うち 56%はカルフル財団）、自らの活動収入（食品売上など）が 10%である。連帯食品店を新たに設立したい人への支援も行っている。全国の主要食品卸売市場で不要食品を回収しているのでフードロスにも貢献するとともに、生活困窮者を市場や店で雇用しているので雇用対策にも貢献している。

⁹⁷2009 年 12 月 3 日の食糧農業漁業省食糧総局ガエル・ピオン氏へのヒアリング、ならびに農業省 <http://agriculture.gouv.fr/Aide-alimentaire,2175>

⁹⁸ <http://alimentation.gouv.fr/aide-alimentaire-1158>

⁹⁹ http://www.epiceries-solidaires.org/l_historique.shtml

2012 年度 ANDES 活動報告書 http://www.epiceries-solidaires.org/files//Rapport_d_activite_2012_VF.pdf

1.8.5 イギリス

(1) 概要

イギリスのフードバンクは、通常ボランティア団体や市民団体、教会等が、一般市民や小売業者や食品業者から寄付された食品を、食料を必要としている人々に分配している。イギリスでは年間 2,000 万トンの食料が廃棄されており、フードバンクは食料廃棄抑制にも貢献している¹⁰⁰。国内で最も規模の大きいフードバンクは The Trussell Trust であり、同団体は 345 以上ものフードバンクを運営している。The Trussell Trust には、学校や教会、スーパーマーケット等が消費者から収集した食品が寄付されており、その多くは、砂糖やスープ、パスタやジャムなどの缶詰めなど、腐りにくい食べ物である。また、イギリスには、フードバンクを運営していないが、食品をホステルやデーセンター、市民カフェ等に配布しているチャリティー団体も存在する。さらに、食品メーカー等と強く連携している団体もある。例えば、FareShare や FoodCycle といった団体は、メーカーとの連携に特化したフードバンクである。FareShare では、製造業者が製造中に使用しなくなった食品廃棄物を引き取り、ホームレスや貧困者に提供している団体である¹⁰¹。

(2) 予算・行政機関による支援策

イギリス政府は、フードバンクに直接資金を提供するような仕組みは 2013 年の時点では存在しない。しかし、地方自治体は、フードバンクが地域にとって意味のある活動と判断した場合、資金援助を行うことができる。

イギリスでは、2013 年 4 月に、Department of Work and Pensions による、国民への Crisis Loans の提供を廃止した。Crisis Loans とは、健康や身の安全に重大な被害が及ぶような状態のイギリス国民に対し支払われる援助金であった。そして、政府は、廃止した分の予算を、地方自治体等の福祉政策に充てることにした。現時点では、全ての地方自治体において、これら予算の活用計画が決定されたわけではないが、ハンプシャー州では、35,000 ポンドをフードバンクへ交付することを決議した¹⁰²。

また、上記の通り、イギリスでは、中央政府からの資金援助はないが、フードバンクの活動資金を補助する地方自治体がある。

(3) 税制

イギリスでも、諸外国と同様に個人の所得税¹⁰³および法人税¹⁰⁴において、寄付を行った場合の税制優遇がある。しかし、特にフードバンクに寄付した提供者に対する税優遇措置はとられていない。

¹⁰⁰ “A Taste of Freedom” <http://www.atasteoffreedom.org.uk/>

¹⁰¹ “Food Banks and Food Poverty- Commons Library Standard Note” Mike Fell, Emma Downing, Steven Kennedy p1-4)

¹⁰² “Food Banks and Food Poverty- Commons Library Standard Note” Mike Fell, Emma Downing, Steven Kennedy p14,18

¹⁰³ <https://www.gov.uk/income-tax-reliefs/charity-donations-tax-relief>

¹⁰⁴ <http://www.hmrc.gov.uk/businesses/giving/index.htm>

(4) 関連する法律・政策

イギリスでは、アメリカのように、食品をフードバンク等に寄付した際に、安全面での責任を提供者に追及しないことを定めた法律は現時点では存在しない。しかし、UK Food Labeling Regulations 1996 では、消費期限が切れた食品を販売、仕入れ、寄付することは禁止されているため、フードバンクにおいてもこのような行動をとることはできない。

また、現在 Department for Environment, Food and Rural Affairs は、食品規格機関である Food Standards Agency と共に、食品寄付において、消費者や公衆衛生を保護するための安全基準を定めた規定の制定に取り組んでいるところである¹⁰⁵。

1.8.6 韓国

(1) 概要

韓国では、1998 年に、アジア通貨危機により、路上生活者等が増加したことから、最初のフードバンクが設立された。その後、国内の 4 つのパイロット地域において、2 年間に渡るフードバンクの実験的運営が行われ、2000 年には、保健福祉部がフードバンクの重要性を認識し、現在のフードバンクシステムが確立された。現在では 420 以上のフードバンクが活動しており（ソウルには 60 団体）、フードバンクによる食品提供は、国策としても重要な位置を占めている。2011 年までに寄付された食品の累計は、400 億円に上る。また、韓国では、年間 18 兆ウォン相当の「食品資源の浪費」を「食品分かりあい福祉制度」へ転換している¹⁰⁶。

韓国には、政府の保健福祉部が管理する全国フードバンク、広域市が管理する広域フードバンク、そして市・郡・区が管理する基礎フードバンクがあり、組織的に活動が運営されている。2011 年 12 月時点では、全国フードバンクを始めとし、16 の広域フードバンク、406 の基礎フードバンク及びフードマーケット（コンビニ形態の食品提供施設）が活動している¹⁰⁷。全国フードバンクは、国内のフードバンクの管理を行う団体であり、国民に対するフードバンクの啓発活動として、年に 3 回程度フードバンクに関する啓発をテレビ等のメディアを通して行っている。また、啓発活動の一環として、有名人等のフードバンク大使が任命されている。さらに、全国フードバンクは、年に一度、全国のフードバンク関係者を 300 から 400 人程度収集し、一泊二日で安全や衛生面に関するフードバンクの運営に関する専門的な研修を実施している¹⁰⁸。

食品の主な流れとしては、全国及び広域フードバンクは、製造業者や食品会社等の企業による大口の食品の寄付を受付け、物流センターや広域フードバンク等に食料を配分している。基礎フードバンクは、飲食店や個人等から受付けており、寄付された食品等は、上位から順次地域レベルのフードバンクを経由し、最終的に基礎フードバンクが宗教団体、ボランティ

¹⁰⁵ "Food Banks and Food Poverty- Commons Library Standard Note" Mike Fell, Emma Downing, Steven Kennedy p9

¹⁰⁶ 「山梨県内の生活困窮者の早期把握及び、行政等との協働による新たなセーフティネット構築に関する調査・研究事業」平成 25 年 3 月 NPO 法人フードバンク山梨

¹⁰⁷ "Food Banking in Korea Report" Second Harvest Japan 2012

¹⁰⁸ 同上

ア団体、福祉施設等の最終分配団体に届け、そこから個人へと分配される¹⁰⁹。これらのボランティア団体等は、各自治体に事業者申請を行い、事業者許可証が発効されて活動を行っている。

このように、韓国では、国策の一環としてフードバンクの運営促進を行っており、フードバンクは、欠食解消のための「民間社会安全網（セーフティネット）」としての役割を果たしている。従って、政府が管理を行う全国フードバンクでは、食品寄付ボックスの設置と管理を通じた寄付食品提供事業のインフラ拡大や、フードバンク及びフードマーケットの運営支援等を行っている。

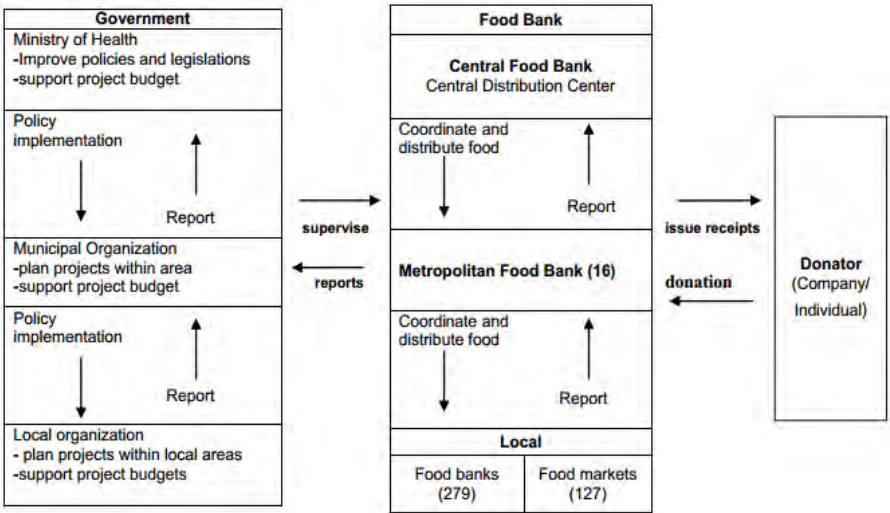


図 1.8-7 韓国におけるフードバンクの仕組み

(出所) “Food Banking in Korea Report” Second Harvest Japan 2012



図 1.8-8 韓国のフードマーケット

(出所)「山梨県内の生活困窮者の早期把握及び、行政等との協働による新たなセーフティネット構築に関

¹⁰⁹ 第 4 回食品リサイクル専門委員会



図 1.8-9 韓国の食・生活用品寄付ボックス

(出所)「山梨県内の生活困窮者の早期把握及び、行政等との協働による新たなセーフティネット構築に関する調査・研究事業」平成 25 年 3 月 NPO 法人フードバンク山梨 p91



図 1.8-10 物流センター内

(出所)「山梨県内の生活困窮者の早期把握及び、行政等との協働による新たなセーフティネット構築に関する調査・研究事業」平成 25 年 3 月 NPO 法人フードバンク山梨 p94

(2) 予算・行政機関による支援策

韓国では、政府が全国フードバンクと広域フードバンクの計 17 のフードバンクに対し資金援助を行っている。2011 年には、全国フードバンクは中央政府から 100 万ドル、広域フードバンクは 1 施設につき各市から 20 万ドル相当の補助がされた。また、都市に位置する基礎フードバンクは、各々の地方自治体に対し、補助金交付の申請を行うことができる。補助金は、フードバンクの規模により異なるが、5 千ドル～3 万ドル程度である¹¹⁰。

韓国では、フードバンクを利用できる対象は、低所得者や障がいを持っている人々、独居老人等へと絞られている。彼らは行政の登録システムにより、生活困窮者としての認識がされており、利用者証が自治体から発行される。各フードバンクやフードマーケットには、利

¹¹⁰ “Food Banking in Korea Report” Second Harvest Japan 2012

用者証が発行された人の名簿があり、誰へどのような品目を提供したかの管理がバーコードで管理されている¹¹¹。

(3) 税制

韓国では、2006 年 3 月に、「食品寄付活性化に関する法律」を通し、フードバンクへ食品寄付した場合に、損金処理できる税制措置が制定された。国の税制において、事業者が公益法人、社会福祉団体等に対し寄付を行った場合、事業者は課税所得の 10%まで損失としてみなすことができる。また、上限超過分は 5 年間繰越可能である。個人の寄付に関しても税金控除制度が適応される。

(4) 関連する法律・政策

韓国では、「生産物賠償責任保険制度」が制定されている。これは、被保険者が製造、販売、供給または施工した生産物が第三者に譲渡された後、その生産物の欠陥による偶然な事故で第三者に身体、財物損害を与えた場合の法律上の賠償責任を担保する保険である¹¹²。

¹¹¹ 28 と同じ

¹¹² http://msadglobal.jp/kaigai_annai/kaigai_annai/korea.pdf

表 1.8-1 諸外国のフードバンク活動推進策

	米国	カナダ	オーストラリア	フランス	イギリス	韓国	日本
予算・行政機関等による支援策	・年間5,100万ドル（フードバンク予算、2014年度） ・助成金制度 ・農務省が生産者より買い上げた余剰農産物の提供	・年間23万ドル（Food Banks Canada への年間補助）	・年間100万ドル ・政府による食料購入の資金援助 ・州によっては各州のフードバンクの運営費を補助	・PEAD からの食品に加え、仏政府が生鮮品を提供	・州によって異なる。例）ハンプシャー州では、35,000ポンドをフードバンクへ交付。 ・地方自治体による資金援助	・全国フードバンクは政から100万ドル、広域フードバンクは各市から20万ドル相当の補助援助 ・基礎フードバンクは地方自治体に対し5千ドル～3万ドル程度の補助金交付申請が可能	
税制	・米国歳入法により、公益非営利団体は所得税が免除され、寄付を行った個人や企業も税制優遇される。	・寄付者の税制優遇制度および新規寄贈者特別控除（新規寄贈者特別控除、所得税控除） ・オンタリオ州のみ、農産物の寄付を対象にした税金控除	・寄付者の税制優遇制度（所得税法）	・食品を提供する企業や個人への優遇措置として、寄付金の一部を法人税額から控除できる。	・寄付者の税制優遇制度	・寄付者（個人、事業者）の税制優遇制度	・法人による寄付：認定NPO法人またはNPO法人への寄付金控除制度 ・個人による寄付：認定NPO法人への寄付金控除制度
関連する法律・政策	・事故発生時に食品提供者の責任を免除する法律の制定（“The Bill Emerson Good Samaritan Food Donation Act” 1996年制定） ・「人の食品の生産、加工、包装または取扱における適正製造基準」、「模範救援規則」、「連邦食品・医薬品・化粧品法」、「公正包装ラベル表示法」の遵守	・事故発生時に食品提供者の責任を免除する法律の制定（州ごとに制定）	・事故発生時に食品提供者の責任を免除する法律の制定（“Civil Liability Act”） ・食品安全基準	・フードバンク以外の食糧支援関連政策（PAI（食育プログラム）、フードロス削減関連政策）	・消費期限が切れた食品を販売、仕入れ、寄付することを禁止	・事故発生時に食品提供者の責任を免除する保険の設置	
	米国	カナダ	オーストラリア	フランス	イギリス	韓国	日本

食品寄付基準	・缶詰、箱詰、包装した食品を推奨 ・ホームメイドは原則不可（ただし、焼き菓子等冷蔵庫に保存しなくてよいものは可 ・自家栽培の果菜類は可（汚染されていないこと） ・狩猟動物肉の寄付は可（要地方の保健機関認可） ・賞味期限切れ食品は可、消費期限切れ食品は不可	・低温殺菌していない乳製品、家で缶詰にした野菜・肉・魚、混合食品（前菜盛り合わせ、検査済でない狩猟動物肉等）は不可 ・一部消費している穀物・乾物類（小麦粉、砂糖、シリアル等）は状態が良ければ可	・消費期限の近いもの、過ぎているものは不可 ・賞味時期が過ぎても食用に適していれば可	・消費期限切れは不可	・月1以上の提供、温度管理の必要な食品を提供する組織は提供にあたって所轄官庁（英国では地方自治体）に登録が必要。月1以下の提供でも高齢者、幼児、妊娠女性等に提供する場合でも登録は必要。		
---------------	---	---	---	--	--	--	--

参考：個人の寄付税制の国際比較

下表は、個人の寄付税制を日本と海外7カ国で比較をしたものである。

表 1.8-2 個人の寄付税制の国内外比較

※（参考）として掲げた寄附金総額、寄附者数等の数値は、本文中に掲げた各国のNPO支援団体等による試算を示したものであるが、寄附金の定義や範囲、寄附総額の試算方法等は異なる。そのため、ここに掲げた数値を単純に比較することはできない点に留意が必要である。

	寄附金控除の対象団体とその数	控除方式	適用下限	控除の上限	繰越し	(参考)				CAF(2006)による 寄附金総額と対GDP比 ¹²⁾	
						寄附金総額 ¹⁾	対GDP比	寄附者数	1人あたりの平均額 ¹²⁾		
日本	国・地方公共団体、特定公益増進法人、認定NPO法人への寄附金や、指定寄附金など	22,095	寄附金額-2,000円を所得控除	2,000円	所得の40%	不可	2332億円 (2008年)	0.046%	—	1,828円	—
アメリカ	宗教、慈善、科学、教育等を目的とするNPOで、内閣蔵入庁の認定を受けたもの	1,240,000 (2009年)	寄附金額を所得控除	なし	所得の20%~50%	5年間の繰越し可能	21兆 708億円 (2007年)	1.635%	全世界の70.2% (2004年)	66,955円	21兆 5262億円 (1.67%)
イギリス	貧困の救済、教育、宗教等を目的とするNPOで、チャリティ委員会に認定された登録チャリティ	171,000 (2006年)	寄附金額を所得控除 (ギフト・エイドを除く)	なし	なし	不可	1兆 3266億円 (2008年)	0.684%	成人の54% 2690万人 (2008年度)	21,536円	1兆 4168億円 (0.73%)
ドイツ	専ら公益、慈善、教会支援のいずれかを行うNPOのうち、税務署の認定を受けたもの	450,000 ¹³⁾	寄附金額を所得控除	なし	①課税所得の20%と、②売上高と支払い給与の合計額の0.4%のいずれか大きい金額	可能	5060億円 (2005年)	0.196%	—	6,156円	5673億円 (0.22%)
フランス	不特定多数の者に対する慈善、教育等の活動を行う団体として税務署に認定されたもの	—	寄附金額の66%を税額控除	なし	課税所得の20%	5年間の繰越し可能	3105億円 (2006年)	0.149%	517万世帯 (2006年)	4,984円	2908億円 (0.14%)
カナダ	貧困の救済、教育、宗教等を目的とするNPOで、蔵入庁に登録を受けたチャリティ	83,500	寄附のうち200加ドルまでの部分は15%、それを超える部分は29%を税額控除	なし	課税所得の75%	5年間の繰越し可能	8800億円 (2007年)	0.652%	全人口の84% 2284万人 (2007年)	26,190円	9713億円 (0.72%)
オーストラリア	保健、教育、福祉と人権などのカテゴリーに該当し、課税庁に承認されたNPO	26,123 (2009年)	寄附金額を所得控除	2豪ドル	なし	5年間の繰越し可能	4560億円 ¹⁴⁾ (2004年)	0.616%	成人の86.9% 1340万人 (2004年)	21,408円	5111億円 (0.69%)
ニュージーランド	慈善目的で活動する登録チャリティなどであって、内閣蔵入庁の承認を受けたもの	20,652 (2010年)	寄附金額の33 ¹ / ₃ %を税額控除(還付も可能)	5NZドル	なし	不可	237億円 (2005年度)	0.230%	—	5,603円	297億円 (0.29%)

- (注) (*1) 寄附金総額は、本文で示した数値を円換算してある。換算には、1 基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（平成 22 年 7 月中において適用）（2010 年 6 月 18 日 財務大臣告示）日本銀行ホームページ（http://www.boj.or.jp/type/release/teiki/tame_rate/kijyun/kijun1007.htm）を用い、1 ドル＝92 円、1 ポンド＝134 円、1 ユーロ＝115 円、1 カナダドル＝88 円、1 豪ドル＝80 円、1 NZ ドル＝64 円とした。また、寄附金総額について複数の推計が出ている国については、最も多いものを示した。
- (*2) 1 人あたりの平均額には、本文中に示した数値ではなく、寄附金総額を一律に各国の 2009 年の人口（ニュージーランドのみ 2007 年）で割った数値を表示してある。本文中で示した NPO 支援団体等による推計値は、人口 1 人あたり、納税者 1 人あたり、1 世帯あたりなど、国ごとに表示の仕方が異なっており、単純に比較はできないからである。
- (*3) Charities Aid Foundation (CAF), *International Comparisons of Charitable Giving*, 2006.（本文の脚注③参照）で推計されている各国の個人寄附総額の対 GDP 比（表のカッコ内）を、「寄附金総額」の欄に示した年における各国の名目 GDP に掛けた値を示した。
- (*4) 寄附金控除の適用団体数ではなく、非課税団体の数である。
- (*5) 慈善目的の宝くじ等による 20 億豪ドルを含まない数値である。
- (出典) 岩田陽子「アメリカの NPO 税制」『レファレンス』644 号、2004.9、pp.30-42（http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200409_644/064402.pdf）；『諸外国の税制等に関する調査研究事業報告書』新日本監査法人・ERNST & YOUNG, 2008. 高田尚・戸口里美「わが国の「寄付文化」興隆に向けて」『三井トラスト・ホールディングス調査レポート』51 号、2005/ 秋、pp.26-38（http://www.chuonitsui.jp/invest/pdf/rep0509_3.pdf）；住信基礎研究所『海外における NPO の法人制度・租税制度と運用実態調査報告書』1999；公益法人協会『英国におけるチャリティ制度に関する調査研究報告書』2007；政府税制調査会「参考資料（公益法人課税・寄附金税制）」（平成 19 年 10 月 12 日 企画会合資料）（<http://www.cao.go.jp/zeicho/siryu/k17ka.html>）；"Country Summaries: Germany" European Association for Philanthropy & Giving ホームページ（http://www.eapg.org.uk/eapg/index.php?option=com_content&task=view&id=108&Itemid=78）；"Country Information: Germany" U.S. International Grantmaking ホームページ（<http://www.usig.org/countryinfo/germany.asp>）；"Country Summaries: France" European Association for Philanthropy & Giving ホームページ（<http://www.crossborderdirectory.org/>）；"Country Information: France" U.S. International Grantmaking ホームページ（<http://www.usig.org/countryinfo/france.asp>）；"Charities and Giving" Canada Revenue Agency ホームページ（<http://www.cra-arc.gc.ca/tx/chrts/menu-eng.html>）；Canada Revenue Agency, *Gifts and Income Tax 2009*（<http://www.cra-arc.gc.ca/E/pub/tg/p113/p11309e.pdf>）；CCH Canadian Limited, *Canadian Master Tax Guide 65th Edition 2010*, Toronto, 2010, pp.709-727；Australian Taxation Office, *GiftPack*, Canberra, 2007（<http://www.ato.gov.au/content/downloads/SME1869nat3132.pdf>）；"Non-profit organisations" Australian Taxation Office ホームページ（<http://www.ato.gov.au/nonprofit/>）；CCH Australia Limited, *Australian Master Tax Guide 44th Edition 2009*, 2009, pp.827-840；"Non-profit Organisations" Inland Revenue Department ホームページ（<http://www.ird.govt.nz/non-profit/>）；Inland Revenue, *Tax Information for Charities Registered under the Charities Act 2005*, 2009.（<http://www.ird.govt.nz/resources/d/1/dfa758804bbe5bbca08f0bc87554a30/ir256-apr09.pdf>）等から筆者作成。各国の GDP は OECD.Stat（OECD の統計データベース）に、人口は総務省統計研究所編『世界の統計 2010 年版』総務省統計局、2010、pp.35-41. による。

(出所) 加藤 慶一「NPO の寄附税制の拡充について」『レファレンス』 平成 22 年 8 月号：<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/071503.pdf>